

商工委員会議録第四十五号

昭和三十年七月二十日(水曜日)
午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 田中 角榮君
 理事官藤 新八君 理事長谷川四郎君
 理事官山手 満男君 理事内田 常雄君
 理事前田 正男君 理事永井勝次郎君
 理事中崎 敏君

阿左美廣治君 秋田 大助君
 小笠 公昭君 菅野和太郎君
 齋藤 憲三君 笹本 一雄君
 椎名悦三郎君 鈴木周次郎君
 中村庸一郎君 野田 武夫君
 淵上房太郎君 山本 勝市君
 加藤 精三君 鹿野 彦吉君
 神田 博君 小平 久雄君
 堀川 恭平君 南 好雄君
 村上 勇君 加藤 清二君
 片島 港君 櫻井 奎夫君
 多賀谷貞徳君 田中 武夫君
 帆足 計君 伊藤卯四郎君
 菊地養之輔君 佐々木良作君
 田中 利勝君 松平 忠久君

出席國務大臣 石橋 湛山君
 出席府政委員 田中 龍夫君
 經濟企画 政務次官 中 龍夫君
 總理府事務官 (經濟企画庁) 松尾 金藏君
 調整部長 通商産業 高村 一郎君
 政務次官 岩武 照彦君
 通商産業事務官 (大臣官房長) 川上 爲治君
 通商産業事務官 (官鈔山局長)

通商産業事務官(石炭局長) 齋藤 正年君
 労働政府次官 高瀬 傳君
 労働事務官(職 業安定局長) 江下 孝君
 委員外の出席者 議員 八木 昇君

参考人(常 磐炭礦株式 会社社長) 大越 新君
 参考人(東 部石炭協会 専務理事) 長岡 孝君
 参考人 (常 磐市長) 矢吹 莊司君
 参考人(全国石 炭協業労働組 合常務地方本 部執行委員) 齋藤 茂雄君
 参考人(日本 炭協労働組合 常務地方本部 執行委員) 渡邊 家次君
 専門員 越田 清七君
 専門員 谷崎 明君
 専門員 菅田清治郎君

七月二十日

委員山本猛夫君及び八木昇君辭任に つき、その補欠として山本勝市君及び 片島港君が議長の指名で委員に選 任された。

七月十九日

難島振興法に基く予算措置に関する 請願(池田清志君紹介)(第四三三〇 号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
 石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣 提出第一一三号)
 ガスの普及に関する臨時措置法案 (多賀谷貞徳君外十三名提出、衆法 第五〇号)

○田中委員長 これより会議を開きま す。

去る十六日本委員会に付託せられま したガスの普及に関する臨時措置法案 を議題となし、まず提出者よりその趣 旨の説明を求めます。多賀谷貞徳君。

ガスの普及に関する臨時措置法案 (目的)
 第一条 この法律は、ガスの供給を 増加しその普及をすみやかに促進 するための助成措置を講じ、もつ て民生の安定に資するとともに石 炭需要の増大による石炭鉱業の安 定及び森林資源の保存に寄与する ことを目的とする。

(定義)
 第二条 この法律において「ガス事 業」とは、ガス事業法(昭和二十九 年法律第五十一号)第二条第一項 のガス事業をいう。
 2 この法律において「ガス工作 物」とは、ガス事業法第二条第二 項のガス工作物をいう。
 3 この法律において「ガス事業 者」とは、ガス事業法第三条の許 可を受けたものをいう。

第三条 通商産業大臣は、ガスの普 及計画(以下「普及計画」とい

う)を立案し、ガス普及促進審議 会の意見をきいて、これを決定し なければならない。これを変更し ようとするときも、同様とする。
 2 ガス事業者は、普及計画に従つ てガス事業の普及に努めなければ ならない。

(補助金の交付)
 第四条 政府は、普及計画に基きガ スが供給されていない地域にガス を供給するために必要なガス工作 物を設置するガス事業者たる地方 公共団体に対し、予算の範囲内 で、その設置のため当該地方公共 団体が必要とする費用の三分の一 以内に相当する金額を補助金とし て交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付 を受けたガス事業者たる地方公共 団体は、毎事業年度、ガス事業に 係る特別会計における決算上利益 剰余金を生じたときは、その利益 剰余金の額に補助金の交付を受け て設置したガス工作物について附 した価額が当該ガス事業における すべてのガス工作物について附し た総額額に対し占める割合を乗じ て得た額のうち、政令で定める率 を乗じて得た金額を、交付を受け た補助金の総額に達するまで国庫 に納付しなければならない。
 (資金の確保及び配分)
 第五条 政府は、普及計画の實施に 必要な資金を確保し、かつ、ガス 事業者に対し、その資金の公正な

配分が行われるように努めなけれ ばならない。

(起債の許可)
 第六条 自治庁長官又は都道府県知 事は、ガス事業者たる地方公共団 体がガス工作物の設置に必要な資 金に充てるため地方債を起そうと するときは、優先的に許可するよ うに考慮するものとする。

(関係行政機関の協力)
 第七条 通商産業大臣は、普及計画 の円滑な実施を図るため特に必要 があると認めるときは、関係行政 機関の長に対し、処分の変更を求 めその他必要な協力を求めること ができる。

(ガス普及促進審議会)
 第八条 通商産業省に、ガス普及促 進審議会(以下「審議会」という) を置く。

2 審議会は、ガスの普及促進に関 する重要な事項を調査審議するほ か、通商産業大臣の諮問に応じて 答申し、又は通商産業大臣に建議 する。

3 審議会の組織及び運営に関し必 要な事項は、政令で定める。
 (業務又は経理に関する報告)
 第九条 通商産業大臣は、普及計画 の実施を確保するため特に必要が あると認めるときは、ガス事業者 に対し、業務又は経理の改善に関 する報告をすることができ。

(報告の徴収)
 第十条 通商産業大臣は、この法律

を施行するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス事業者に対し、普及計画の実施に関し、報告をさせることができる。

附則

第一条 この法律は、公布の日から施行し、附則第五条中電気ガス税に関する規定は、昭和三十年九月一日（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用する。

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。
第三条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項の表中

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| ガス主任 技術者試験 委員 | ガス主任技術者 試験に關する事 務をつかさどるこ と。 |
| ガス主任 技術者 | ガス主任技術者 試験に關する事 務をつかさどるこ と。 |
| ガス普及 促進審議 會 | ガスの普及促進に 關する重要事項を 調査審議するこ と。 |

第四条 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
第五条の六第一項中「第七条の

十二第二項」の下に「、第七条の十三第一項」を加える。

第七条の十二の次に次の一条を加える。

第七条の十三 青色申告書を提出する法人でガス事業を営むものが、昭和三十年七月一日以後ガス工作物を設置してこれを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供された日以後三年内の日を含む各事業年度について、法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該ガス工作物の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該ガス工作物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五条の六第二項及び第三項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。
第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三百四十九条の三第二項を第三項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。
2 新たに建設されたガス工作物の用に供する家屋（もつぱらガス工作物を収容するものに限る。）及び償却資産でガス事業法

（昭和二十九年法律第五十一号）の規定によるガス事業者がその事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年程度の固定資産税については当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年程度の固定資産税については当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。
第四百九十条の次に次の一条を加える。
第四百九十条の二 次に掲げる期間内においてガスに対して課する電気ガス税の税率は、前条の規定にかかわらず、政令で定める適用区分に従い、次の通りとする。

| | |
|--------|------|
| 昭和三十年 | 百分の九 |
| 昭和三十一年 | 百分の八 |
| 昭和三十二年 | 百分の七 |
| 昭和三十三年 | 百分の六 |
| 昭和三十四年 | 百分の五 |
| 昭和三十五年 | 百分の五 |

○多賀谷委員 だいま議題になりましてガスの普及に關する臨時措置法案について御説明申し上げます。
ガスは家庭燃料としてきわめて卓越しており、家庭におけるガス化は、生活上大なる便益をもたらすものであります。従つて、戦後都市住宅の復興、生活水準の向上等に伴つて、逐次ガス

事業も復興し、家庭燃料のガス化が促進されてきたことは当然といふべきであります。今日なお都市におけるガスの需要は旺盛なものがあつて、ガス事業者としてもこれが充足に努力しつつあるものであります。十分の成果を得ない現状にあるのであります。これは既存のガス事業者の有する製造及び供給の設備能力がすでに過小となつたためであり、当面の急務として施設の大拡充を必要とするのであります。

また翻つてわが国の森林資源の現状を見ますと、長年にわたる過伐の結果、依然として憂慮すべき事態にあり、森林資源の保全は治山治水上はもとちろん、資源に乏しいわが国としては絶対的要請であります。しかるに家庭燃料の実態を見ると、薪炭等木質系燃料は、家庭燃料の約八割にも及んでいるので、特に都市における家庭燃料をガス化することは、森林資源の保全に寄与するところまことに大なるものがあるものであります。

またガス事業は、石炭を有効適切に消費する産業であり、ガス製造の増加は、石炭の消費を増大せしめ、石炭鉱業の安定化に資することになるのであります。

以上のような、家庭生活の合理化及び国民経済の見地から、既設事業者の施設を大拡充し、また積極的に無ガス都市にガス事業の開設を促進し、ガスの普及をはかることはきわめて有意義と存するのであります。幸い政府においてはガス事業拡充五カ年計画を策定し、これが実施に努められており、また木材資源利用合理化方を閣議決定とし、同方策の一環として、都市のガス化を推進されているのであります。

しかし今日までの経過を見るに、いまだ十分に効果ある施策が見られないのであります。真に都市におけるガス供給のための設備を拡充し、ガスの普及を強力に推進せしむるためには、ガス事業者の助成を法制化する必要があると思つております。本法案は、如上の目的を有するものであり、法案の内容について概略を述べると次の通りであります。

十カ条の本文及び附則からなつており、実体的意義を有する規定は第三条以下であります。構成といたしましては、通商産業省にガス普及促進審議会を設けるとともに、通商産業大臣はガス普及計画を立案し、すべての措置はこの普及計画に従つて展開するのであります。助成措置の重点は、資金の確保にあり、政府に対し普及計画実施に必要な資金の確保を義務づけているのであります。また無ガス地域にガスを供給しようとする地方公共団体に対しましては、ガス工作物設置のための補助金を交付するばかりでなく、起債についての優先的取扱ひをも命じているのであります。

なお計画の実施を確保するため、ガス事業者に対し、通商産業大臣をして、業務または経理上の改善を勧告し得ることとしたのであります。以上は本文の概要であります。附則におきまして施設の拡充を促進せしめるとともに、ガス消費者の負担を軽減せしめる目的のもとに、固定資産税の軽減、ガス工作物の償却範囲額の拡大、電気ガス税の軽減等をはかることとしたのであります。
以上がこの法案の説明であります。ガスの普及促進をはかるためには

この法律が最も適切なものと信じ、あえて御審議を願うこととしたのであります。この意を了とせられ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切に希望してやまないものであります。

○田中委員長 本案に対する質疑は後日行うことといたします。

○田中委員長 次に石炭鉱業合理化臨時措置法案を議題となし、審議を進めます。

まず、本法律案について御出席の参事人各位より御意見を伺うことといたします。

御出席の参事人の方々の氏名を申し上げます。常磐炭礦株式会社社長大越新君、東部石炭協会専務理事長岡孝君、常磐市長矢吹莊司君、全国石炭鉱業労働組合常務地方本部執行委員長齋藤茂雄君、日本炭鉱労働組合常務地方本部執行委員長渡邊次君、以上であります。ただいま申し上げた諸君はいずれも常磐炭鉱地帯の方々ばかりであります。本委員会はさきに九州、北海道に現地調査を行い、北海道、北九州、宇部、各炭鉱地帯における各界の代表者からつゞきその意見を聴取いたしましたので、かように取り計らった次第であります。

参考人の諸君におかれましては、御多用のところ、遠路もいとわず本委員会に御出席下さいましたことを感謝いたします。

本法律案の内容につきましては、すでに十分御承知のことと存じますが、種々論議のある法律案であり、本委員会といたしまして、十分質疑を行い、慎重に審議をいたしておる次第であります。

ありますので、簡単にけつこうであり、ますから、忌憚のない御意見を御発表願いたいと存じます。

御意見御発表の時間はお一人十分程度とし、その順序は委員長におまかせ願いたいと存じます。御意見の御開陳が終了したならば、委員から質疑もあるかと存じますので、あらかじめお含みおきの上お願いたします。それでは大越参事人よりお願いいたします。

○大越参事人 常磐炭鉱の大越でございます。

私は本法律案に、ただいまから申し上げさせていただきます五つの要望を申し上げます。

その要望の第一点は、重油消費抑制に関する二つの法律案をぜひ御採択を願いたいということが第一点でございます。次に第二点は、石炭の消費の拡大をはかっていただきたい。なかなしく御案内のように、常磐地区は宇部地区と同様に、比較的低位の石炭が多いのでありまして、そうした低位の石炭を大いに活用する施策を、合理化の一端として強方にお取り上げ願いたいということでございます。次に第三点は、失業対策の充実、これを完全に取り上げて施策をしていただきたい。次に第四点は、合理化資金の確保でございます。それから第五点は、御案内の標準炭価の制定に当りましては、これとにわれわれ常磐地区は御案内のように非常に坑内の湧水が多い。またただいま申し上げましたように、比較的低位の石炭が多いのであります。そういう事情を特に御勘案願います。そして合理化の進む実情を勘案

して標準炭価の御配慮をいただきました。以上申し上げました五点でございます。

これらの各事項につきましてごまかすことについての御説明は、皆様ももうすでにおわかりのことと思っております。やめますが、総じて常磐炭田地区には、御案内のように、これぞという関連産業もまだできておりませんし、これとに常磐地区の総合的開発といったような面につきましては、宇部、あるいは西九州、北九州という方面に比べますと、まことに幼稚であります。従いまして今日まで石炭事業がどうやらいまは、山形、岩手、福島、あるいは茨城の山間部の貧農村の次男、三男といいますが、そういう方々がいわゆる出かせぎに来ておられたわけであります。従来はそういう面であつたわけでありまして、炭鉱数が増え、その段階におきましては、炭鉱数が約半分にも減るといふ実情で、とうていそれもおのれに得ないどころでなしに、現在あの地区におきまして石炭従業者をそれ自体の子弟の就職にも、まことに困っておるといふ現状であります。皆様新聞でも御案内の通り、福島県のある勿来町で有名な、今度市になりましたが、勿来地区、それから平近辺の内部市地区、あの辺一帯は炭鉱事業がおもなで、それがこういふ状態になりました。非常に困つておる。ただいま新聞にも出ますように、あの地区は炭鉱従業者の子女あるいは人妻、そういう方々が京浜その他に人身売買をされてくるというのが、非常に数多く報道されておるわけでありまして、そういう事情で、あそこで失職しますとどこに

職場を求めるといふこともございまして、そういう面から考えれば、なお一その常磐は、数は少ないとはいいながつお願いしたいと思つたのでございまして、従いましてあの地区のそういう面から考えましても、低位のものを利用して合理化の一端に強く取り上げたいという面でも、合理化も非常に推進でき得るだらうと思つた。ただいまわれわれあの地区の業者といたしましても、比較的すそ物の三千五百とか三千七、八百のカロリーの石炭で、いわゆるこれを電力化する火力発電、あるいは製塩、その他東京にも近いというようなことで、でき得れば一般炭をもち、先ほどお話のありました都市ガス化ですか、そういう面の施策を取り上げていただければ、まことにけっこうだと思つたのでございます。

はなはだ簡単雑駁でございますが、以上をもちまして私の陳述を終わります。

○田中委員長 次に長岡参事人にお願いたします。

○長岡参事人 私は東部石炭協会の専務理事をいたしております長岡でございます。本法案に付属いたしました政府の方から本委員会に提出せられておる資料を拝見いたしました。これらの資料とこの法案との関係につきまして、多少考えましたことを申し述べさせていただきます。

大体合理化計画に関する点と、整理事業団に関する希望と、標準炭価及び販売価格に対する私どもの希望と、かような三つの段階に分けて、簡単に申し上げます。

法案にございまして合理化計画についての三十四年度の全国の石炭の生産の目標は、四千九百万トンと資料で拝見いたしております。私どもの考えでは、この内地炭の生産を確保いたしましたる方法は、ただいまのままで、またたたいまの法案では、困難なように考えられます。すなわち第一には、言ひ古したことでございまして、二十六年以来重油に奪取せられましたその市場の回復を、手近な方法ではありませぬが、原重油の實質的な輸入の制限に待つより仕方がないと確信いたしております。

第二には、先ほど常磐炭鉱社長も言われまして、多少長期にわたる需要の開拓をいたすために、たとえは平一東京間に、これは距離が二百キロにすぎませんので、ガスを強圧で送りまするパイプ・ラインを作るような長い、低い利子の資金を、国で心配をせられて、将来の全体の需要の拡大を期する点が、絶対に必要だと思つておるのでございます。同じく政府から提出しておられます長期生産計画を拝見いたしますと、三十四年までにおよそ五万七千に上る人員の減員を予定いたします。これは、見通しておられるのであります。これまた全体といたしまして、なかなか自然減耗のみに期待することはできません。思つたので、これらのことを実際に行います場合に、障害になります点を排除いたしまする手だてが必要だと思つたので、私どもの見通しでは、かような大勢の人間の減員というのを期待するのはなかなか困難であらうという点から、再び前の重油の輸入制限に戻つて参る必要があることを痛感いたしております。

三

なお次に資料で出ております長期資金計画を拝見いたしますと、五年間に千五百八十億円という起業費と返済金が必要なのであります。これを調達いたしまするものこの法律案だけでは具体的にむずかしいような気がいたします。すなわち、旧債の返還に關する特別の処置とか稱制に關する、改正による自己資金の調達とかだけでもいけないので、新たな金融制度か金融機關を期待しなければいけないのじゃないか、かように考へております。要するに、資料を拝見いたしまする点では、四千九百万トン、五万七千人の減員、千五百八十億円の調達、またそれらにさらに現在の賃金ベースをそのまま延ばしたと仮定をいたしまして、ようやく一八%内外の生産原価の低下を見込んでおられますこと、なかなかこれだけの法律ではむずかしいと思ひます。根本的にいろいろ施策を新規に、これから法案の通過後私ども方を皆様に考へなければならぬか、かように考へております。整備事業団に對する私どもの考へは、一つは財源の点でございます。これも先ほど申しました資料によりますと、最近の情勢では大体金利の変更による財源三十六億ほど、その他四十五、六億を業者の負担ということに相なっております。金利の改訂は、見方によりまして今まで支払っておりまする生産業者の支払うべきものを、本法案の整備事業団の仕事のために振りかえるものとも見えるのであります。残り四十五億ほどのものにつきましましては、残業者、これらもなかなか困難な状態にありまするし、整備せられまする出炭力も、今までの実績から申

しますと数百万トンに上つたものでありましても、今後の生産力においては必ずしもそれだけのものを予定できませんという点から、残りまするもの受益といひますが、期待といひますか、そういう点は必ずしも大きなものには考へられないと思ひますので、ぜひその四十五億円の負担は五カ年で半分政府、半分残業者、二十二億ほどのものを政府、二十二億ほどのものを残業者、一年にいたしましてばおよそ四億円の負担ということになさることを希望いたしております。もう一点整備事業団の仕事に對する希望を申し述べますれば、事業団が買収することのできまます租賦権者の採掘権の上には設定せられていた租賦権にかかわるものでなければならぬ原案になつておるのでございませう。租賦権をやつておられますものもやはり生産上は租賦権者と同じような仕事をやつておるのでございませう。租賦権者が事業を廃止しよう、廃止して整備をしてもらいたいという希望がございませう場合は、租賦権者に租賦料の六カ月分ほどを払わなければならぬ責任がございませうので、これをやはり補償をしてやるような業務の方法にせられること、そして、必ずしも租賦権者が採掘権の買取りを希望いたしません場合におきましても、さような租賦権者の施設は買取りするように業務を運営していただきたい、かような希望でございます。

第三の標準炭価の問題でございますが、これにつきましては、御承知のように全国的炭価の水準は生産費その他に關係が深いと思ひます。けれども、一つ一つの石炭価格の定まる姿は、買手がそれぞれの消費場所におきましてそれぞれの消費方法に應じた石炭の最終メリットに応じて買ひまする現在の経済上の普通の結果でございませうので、その場合のものになりまする値段を、全国的水準との間に単純な工業分析上の発熱量の比など定めるようなことは無意味であると思ひます。常磐地方に關係を持っておりまするわれわれから申しますると、同じ発熱量を持つて灰分の少い石炭をたくさん出してあります。また化学的に変化の容易な石炭、若い石炭をたくさん出してあります。従いましうような特殊の立場がありましたのみならず、今後も化学工業上の特殊な立場が予定せられまするので、石炭の値段に對する標準値段の建て方及びその価格に對する本法案の意圖しておられるところも、さような全国的水準という点と、一つ一つでございませう。買ひの価格という点、従来並びに今後それぞれの石炭の持つておられる総合的なメリットを十分に考へられて処置せられたい、とんだことに希望と思ひます。この点を特に希望いたしておき次第でございませう。以上私どもの大體の考へを述べまして本法案に對する意見といたしたいと思ひます。

○田中委員長 ありがとうございます。次に矢吹君さんにお願ひいたします。○矢吹参考人 私ただいま御紹介にあつた。昨日午後の四時ごろ電報に接しまして急遽上京しました關係から、数字的の何らの資料も持つておりません。ただ現在炭鉱所在地の町村としてのありのままのお話を申し上げたいと思ひます。最近炭鉱の不振によりまして、その町村等への影響、それから町村と労働者との關係を簡単に申し上げてみたいと思ひます。炭鉱が不振を來たしますと、町村の経済は非常に苦しくなるのであります。私の常磐に例をあげて申し上げるならば、年度において約六千万円の収入の減を示しております。それはとりもなおさず炭鉱不振の結果でございまして、その不振炭鉱に準じてこの炭鉱所在地の町村は現在においてみじめな町村はないと申し上げても差しつかえないと思ひます。大きければ大きいように、小さければ小さいように、その不振に苦しまなければならぬので、年度の当初予算を組みますときに、かろうじて歳入歳出をまとめて折り合いをつけるということになっております。会社が不振の結果、歳入減となりますれば、従つてその数字は赤を出しますのであります。それは年度末の決算において赤字決算となつて現われまして、どうにもこうにもならぬというやうな結果を生むのであります。私の郡はもとは一市二十九町村でございまして、ただいまは五市三町四カ村になつておりますが、いずれの町村でも悲鳴をあげております。

それから町村と労働者の關係でございませうが福島県下におけるところの失業者はこの常磐地区ほど多いところはないと言つて差しつかえないのであります。その失業者はしからばどの方面から流れて来るかというならば、炭鉱の不振によつて、炭鉱の要求により、あるいはその他の事情でやむを得ずやめてきた者がみな町村に流れて来るので、町村としてはその受け入れをしなければならぬということになりまして、そのまかないは容易でないということになりましますので、失業対策として非常に頭を悩ましておる次第であります。もしこうしたような炭鉱の不振が続くということになれば、炭鉱はもろんことと倒れてしまふという結果を見るのであります。これをこまごましく申し上げるならば時間を要しますので、簡単に申し上げますが、私の市は人口四万三千を數えておりますが、その中においてのくらしいあるかと申し上げるならば、約一万人に近いほどあるものであります。その三分の一は投じなければならぬといふやうなもので、いやがらぬでも義務教育を実施する上において大きな金が必要である。しかし歳入がなくてどうにもならぬというやうなことに對して、一般炭鉱所在地の市町村は悩んでおられますので、その点は委員各位におかれまして十分御了察を願ひたいと思ひます。また失業予算として失對事業を施行しておりますけれども、なかなか容易なものではない。今ごろになりますと、自由労組の方から盆手当を出せとか、あるいは夏期手当を出せとか交渉を持ち込まれましても、町村には金がないといふやうなことを考へますときに、町村と炭鉱とは離るべからざる關係を有するものでございませう。私といたしましてはどうか浮き沈みのない石炭

鉱業になさしめてもらいたいというところをお願いいたしまして、私の意見といたしたいと存じます。

○田中委員長 ありがとうございます。次に齋藤茂雄君にお願いいたします。

○齋藤参考人 私は全炭鉱常務地方本部執行委員長の齋藤であります。今回政府は炭鉱の合理化法案を提案いたしておりますが、本法案は現在の炭鉱の空白な状態の中で今のままで放置するならばゆゆしい問題であるという

ことで、石炭対策としてこの法案は出されたというふうには考えざるわけでありませぬ。従ってそういう炭鉱の事情に即した法案であるという考え方にはついては私も賛成をしたいと思います。ただ問題は、具体的に、しかしこの法案の中でどういふ点が現在の炭鉱の置かれておる実態と相応しいかという問題について、私は意見と批判をただいまから申し上げたいと思うのであります。

まず炭鉱の近代化の問題でございますが、政府の法案を見ますと、この中では主として縦坑を中心とした政策が考えられておりますけれども、これは政府の考えております点は、単に縦坑の開きによっているという問題が出て参りますけれども、これによって炭鉱の合理化が完全であるという考へ方は、私はどうしても考えられないのであります。従ってこの縦坑の開きという問題は、きわめて中小炭鉱には縁の遠い問題にならうかと考えております。縦坑の開きと同時に、中小炭鉱に対しても同等の措置をこの中で講じなければ、今日の中小炭鉱の

合理化という問題は、何一つ取り上げられないのではないかと、この面だけから考えますと、大手炭鉱に対する全面的な救済であるというように判断をされるわけでありませぬ。さらに政府は昭和三十四年度の計画におきましては四十九万トンの出炭計画をもちろんでありますけれども、この問題は需要と出炭とのバランスを完全にとつていかなければ、過去の日本の炭鉱に對する統制時代の問題におきまして

も、出炭計画と需要計画がアンバランスを生じて、必ずしも出炭に依りてパイセメント需要が満たされたという状態がなかったものであります。従って炭鉱自身が坑口あるいは港灣の貯炭ということがもしいられて参るのであります。こういう面につきましては、やはり需要と生産が満たされる必要があるのではないかと、いふふうには私に考へておるのであります。この中で生産に對します問題で、中小炭鉱に對します政府の買い上げの問題もござりますけれども、単に中小炭鉱の買い上げで、しかも生産と需要がマッチできるかどうかという問題でありますけれども、中小炭鉱の中でこの政府案に基いて自分の炭鉱を買い上げてもらいたいという炭鉱を例にとつて考へるならば、そういう炭鉱がほんとうにノーマルな出炭が維持できるならば、買い上げという考へ方は出てこないと思つておるのであります。従つてそういう中で買い上げと

いうことによつて、出炭と需要とのバランスをとらうとする、いわゆる三百万トンをこれによつて年間十分消化できるという考へ方は、私は少し当を得ていないのではないかと、完全なノーマルな生産をやる炭鉱を基準として、そういうことならば、一応三百万トンという数字は可能だといふふうには私に考へますけれども、こういう点が非常に問題があるのではないかと、このように考へております。さらにまた問題は、政府は重油あるいは輸入炭の消費の制限、あるいは火力発電所の増強の問題、さらにガスの問題、こういう問題を大きく施策として取り上げて、出炭をされた石炭が完全に消化できる態勢を

出す必要があるのではないかと、そういう点についてはこの法案の中できわめてその具体策が盛り込まれていないことについて私は残念に思つておるのであります。こういう点も少し法案の中で明確にする必要があるのではないかと、かように考へておるのであります。それからもう一つの問題は、問題は経済の著しい変動の場合あるいは天災地変の場合に、そういう正常の計画の場合と違つて、こういう場合に貯炭ができた場合どうするかという問題につきましても、これは全然考慮をされておられません。従つてそういう場合には政府はやはり一つの突発事故として政府貯炭とすべきではなからうか。今日までの状態におきましては、そういう貯炭は一切経営者が、鉱業所が埠頭に貯炭をして、従つてその石炭が風化されて、結局は商品価値が落ちてしまふ。そういうところに今日まで石炭を十万吨堀りましても、それが完全な意味での十万吨として需要が成立してはなかつたといふくらいが非常に多いわけでありませぬ。さらにこういう点については資金の問題も大いに関連するであろうと思

いますけれども、この法案の中にそういう貯炭に對します具体的な考へ方が盛り込まれておらず、そういうものも私は当然解消できるのではなからうかというように考へておるのであります。

それから不良炭鉱と申しますか、一定の能率基準に達しない炭鉱の買い上げをする場合であります。この場合考へていかなければならぬことは、資金を投入しても、あるいは合理化をいたしましてその炭鉱が完全に立ち上れない。こういう場合の認定が、政府案の場合資金の投入をして、その炭鉱をほんとうに育成するというのではななくて、この法案の趣旨からいいますと、そういう小さな炭鉱は買い上げてしまふという考へ方だらうと思つておるのであります。この点については企業が継続できる炭鉱については大いに資金の投入あるいは合理化の一端としていろいろな施策を講じられて、その炭鉱の持続をある程度の中で考へていく必要があると思つておるのであります。こういう中で買い上げられた炭鉱の労働者がやはり失業するという今日の状態で、常務地方におきましては中小炭鉱の休産山が横出して参りまして、皆様も御存じのように人身売買という問題が社会問題として常務地区におきましては取り上げられております。さらにそういう方々も含めまして炭鉱を離職された方々の救済事業を行なつておられますけれども、それだけでは完全な生活を営むことが不可能であります。従つて今日の状態におきましては現在職業を持つて炭鉱に働いておられる者が、何がしかのいよりの援助をして今日生活を営んでおられるという状態でありませぬ。そういう中でこの法案が通された場合に、

大体数字的に発表されておりますのは、常務地区で八千名と称されております。これに家族を含めると二万五千ないし三万の方々がやはりそういう状態になつてくると思つておるのであります。こういう問題につきましては、政府はこの法案の中で率直にこういう問題に對する救済処置について考へていない。従つて政府の法案の中にあります炭鉱整備事業団というものも、ただ単に炭鉱を買い上げるというものでなく、そういう労働者の賃金の未払い、欠配は代位弁済をすべきではなからうか。あるいは退職金、それから就職のあつせん、こういう問題につきましても具体的な労働者自体の救済処置を明確にして法文化する必要があるのではないかと、こういう点がこの法案の中で不明確な点であります。従つて一面にいわれております点は、この法案は炭鉱労働者の首切り法案ではないかという点が率直にいわれております。そういう具体策がないことにおきまして、そういう問題が出てくると思つております。さらに中小炭鉱の場合に特に考へてもらわなければなりませんことは、大手炭鉱は今日まで何とかんとか販売先を確保して参つておられますから、そういう面につきましては、

全国的な平均からいいますと、約七〇％は大體大手じかに販売されるというものが数字的なものではないかというように考へております。従つて残された全国出炭量の三〇％、これがいわゆる中小炭鉱の出炭数量であります。これを對します販売網の確立というものを政府案の中で明確にされておらない。こういう販売組織を十分法案の中で考へて織り込む必要があるのではないかと、このように考へております。そ

うしないこれは先ほど申しましたように生産はしたけれどもその炭の需要が完全に満たされないとどこかから、さらに苦しい状態が出てくるのではないかと、かように考えているものがあります。

時間の関係上非常に詰めましたけれども、問題は生産と需要の関係と、それから中小炭鉱の買い上げの問題につきましては、全部がそういうことではなくて、やはり事業の継続できる炭鉱については完全に政府が資金の投資あるいはその他の合理化施策によって、そういう炭鉱の助成、育成をはかるということをも具体化してもらおう。さらにまた不幸にしてそういう炭鉱が買い上げされた場合には、労働者に対する費用の点につきましては優先的に政府の法律の中で、先ほど申し上げましたようなあるいはどういふ名称でもけっこうであるけれどもそういう中でもっと具体的に保障していくべきだ。さらに労働者の職業の問題につきましては、これを失業対策事業として考えるのではなくて、単に机上のプランとして考えるのではなくて、恒久的な一つの常職として職業をあっせんをするという考え方を十二分に持っているべきだ。

従いまして結論を申し上げますならば、この政府案の中では非常に肝心の点が具備されていない。従って現在政府が出ておられます法案につきましては私は反対の意思表示をいたします。今政府案に対しまして率直な批判と私の意見を申し上げたわけでありましたが、常盤地区自体の実情を十分勘案されまして、中小の群集している地区の率直な意見として十二分に委員会の中で取り上げていただきまして、この法文化の中でそういうものを少し具体的に、はつきりしていただきたいというところを最後に申し上げまして、私の意見にかえる次第でございます。

り上げていただきまして、この法文化の中でそういうものを少し具体的に、はつきりしていただきたいというところを最後に申し上げまして、私の意見にかえる次第でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。次に渡邊家次さんをお願いいたします。

○渡邊参考人 日本炭鉱労働組合常務地方本部の渡邊であります。ただいま議題になっております石炭鉱業合理化法案につきまして結論を申し上げますと、前者の方も言われましたように、私はわれわれが考えているような内容と方法を持っていないという判断に基づきまして、この合理化法案につきましては反対の意思表示をするものであります。

現在石炭の状態を若干申し上げますならば、今までの日本の石炭界というものには少くとも莫大な国家資金によって擁護されて今日に至っているわけがあります。それ以来の借財金というのは大体三百五十二億円、こういうふうにいわれておりますが、しかしながら石炭の経営者自身は莫大な資金を投入された中で炭鉱の合理化をやっておるにもかかわらず、現在のようにあらゆる産業に比べて多くの失業者を生むという状態に立ち至っておるわけであります。従いまして私どもは、この合理化法案の持つ内容は、一貫して言えることは、労働を強化し、その中から失業者を生む、こういうことによつて合理化をする、こういうふうによつて合理化をやる、こういうふうによつて合理化をやる、これら三つがわれわれが擁護するいわゆる合理化法案というものが、現在の石炭界の情勢の中では最も必要とする、こういうこと

に對しましては私どもも全く同感であるわけであります。しかしながらこの中においては、昭和三十年度においては四千三百万トンの石炭を出す、あるいは三十四年度においては四千九百万トンの出炭を行う。こういう中から石炭の合理化を行う。こういうことであるべきけれども、それならばなぜ五年間において中小炭鉱から二万七千名の余剰人員を出すのか。少くとも中小炭鉱から二万七千名の余剰人員を出すならば、わずかに三百万トンの石炭を消費すれば失業者が出ない。こういうことになるならば、どうして三百万トンの石炭をほかに使う政策を考えないのか、こういうふうによつて三百万トンの石炭をほかに使う政策を考えないのか、余剰人員は出ないのか。さら

に私どもこの余剰人員が出ることに對して反対する理由をいたしましては、現在の失業者の状態を見ますと、非常に悲惨な状態にあるわけであります。加えて二万七千名、あるいは縦坑の開きによつて三万三千名、合計六万名の失業者が出るということになれば、一体炭鉱の町というものはどういふ状態になっていくか、こういうことを私ども考えるわけであります。現在の状態におきましても炭鉱の町というのはほかの町と非常に変わったゲースがあるわけであります。炭鉱の周辺の商店あるいは理髪屋さん、一切が炭鉱によつて生活をしておる。こういう町がたくさんあるわけであります。これが炭鉱の閉山ということによつて炭鉱労働者だけでなくして、ほかの方々も全部失業者になっていく、こういう特殊なゲースがあるわけであります。従って私どもは多くのこのような国民

に對しましては私どもも全く同感であるわけであります。しかしながらこの中においては、昭和三十年度においては四千三百万トンの石炭を出す、あるいは三十四年度においては四千九百万トンの出炭を行う。こういう中から石炭の合理化を行う。こういうことであるべきけれども、それならばなぜ五年間において中小炭鉱から二万七千名の余剰人員を出すのか。少くとも中小炭鉱から二万七千名の余剰人員を出すならば、わずかに三百万トンの石炭を消費すれば失業者が出ない。こういうことになるならば、どうして三百万トンの石炭をほかに使う政策を考えないのか、こういうふうによつて三百万トンの石炭をほかに使う政策を考えないのか、余剰人員は出ないのか。さら

一般の方々の生活を擁護するためにも、どうしても炭鉱の閉山あるいは廃山という法案は出してもらいたくない、こういうふうによつて私どもはお願います。次にこの法案の内容に盛られておりますところの標準炭価ということになります。少くとも、中小炭鉱を維持する、そのためには標準炭価を作る。こういう考え方に基いて標準炭価を作るといふことであれば私どもは賛成するつもりですけれども、これは必ずしもそうではない。いわゆる合理化を行なつて中小炭鉱を買い上げて、その中で大手が合理化を行う。その中で標準炭価を設ける。標準炭価を設けるといふことになれば必然的に生産原価ということを考えない標準炭価というものはあり得ない、私どもはこのように考えるわけであります。こういう点については全く考えられていないのではないかと、こういうふうによつて私どもは、

次に事業団が行うところの賃金の支払いでありますけれども、この法案の中にはこの事業団が支払いの代位弁済をすることができるといふ法案になつておるわけであります。この代位弁済ができるという法案は、しなければならぬという法案とは全く根拠が違つたわけであります。従つて私どもはこういう幾多の欠陥を持つておる法案については反対の意思を得ないわけであります。いろいろそのほかにも申し述べたい点が多々あるわけでありますが、要するに私ども常盤地方における中小炭鉱に働く労働者の意欲と申しますと、一昨々年来一日五十円あるいは一日百円、そのほかに主食、こういう中で炭鉱労働者は自分の企業

一般の方々の生活を擁護するためにも、どうしても炭鉱の閉山あるいは廃山という法案は出してもらいたくない、こういうふうによつて私どもはお願います。次にこの法案の内容に盛られておりますところの標準炭価ということになります。少くとも、中小炭鉱を維持する、そのためには標準炭価を作る。こういう考え方に基いて標準炭価を作るといふことであれば私どもは賛成するつもりですけれども、これは必ずしもそうではない。いわゆる合理化を行なつて中小炭鉱を買い上げて、その中で大手が合理化を行う。その中で標準炭価を設ける。標準炭価を設けるといふことになれば必然的に生産原価ということを考えない標準炭価というものはあり得ない、私どもはこのように考えるわけであります。こういう点については全く考えられていないのではないかと、こういうふうによつて私どもは、

を持ってどうしても失業者にはなりたくない、こういう意欲の中から今日まで一日五十円ないし七十円のお金を生きておるわけであります。もちろん子供にやる小づかい等はないわけであります。そういう中でもともかくにも失業者にはなりたくないのだという、自分の意思と、そういう良心的な企業を維持するという考えから、今日まで一年半あるいは二年間にわたつて労働者が耐えておるわけであります。こういう中で炭鉱が買い上げられるというときには、このように産業を発展させようという労働者の意欲は全く根拠から踏みこられる、こういうことにもなつて参るのではないかと、このように私ども考えるわけであり

國民に利益を与える、こういう考え方を私どもは私どもも全く賛成するわけでありますけれども、そのことによつて一部の方々が人身売買とかあることはできない。こういう不幸のどん底に再びより多くの人間が入っていくという内容を持つ法案に対しては、結論的に申し上げまして絶対反対を申し上げると同時に、われわれも少しよりよき法案を提出して下さるようお願い申し上げます。簡単ではありますけれども意見にかえる次第であります。

○田中委員長 ありがとうございます。これはもつて参考人各位の御意見の開陳は終了しましたが、質疑がありますので、これを許します。淵上君。○淵上委員 参考人各位にはお忙しいところを御意見を述べ下さいました。まことにありがとうございます。一、二お

尋ねをいたしたいと思ひます。先ほど租賦権の補償の問題についてお話がありました。申すまでもなく租賦料は千差万別いろいろありますが、この租賦権の補償をしたらどうかということでありますが、まことに私もいろいろ考えだとしておられます。その租賦権に賦業者がさらに第二の租賦契約を設定することもありますが、整理される租賦権の補償方法としてどういうふうにしたらよいかという点につきましまして御意見を聞かせ願ひたい。賦業者との関連もありましようし、採掘権者との関連もありましようけれども、その補償をどういうふうにしたらよいかという点につきましまして御意見を伺っておきたいと思ひます。これが第一点。

もう一つ、標準炭価の決定の方法につきましまして先ほどお話がありました。が、ちょっと先ほど聞き方が悪かったかも知れませんが、徹底を欠きましたので、標準炭価の決定方法に関するあなたの御意見をもう一度聞かせ願ひたい。

○長岡参考人 先ほど租賦権者が賦業者に対して放棄料を払う——放棄料というものは御承知の租賦料をだしぬけにやめる場合には六カ月払うわけでありま。その補償をするようにしていただきたいという点が一つ。

それから今淵上先生のお話の、あと賦業者がやるあるいは租賦をさせるということとを排除する補償方法はどういう方法かというように承わつたのであります。あとの方にましましては、深い考えは持っておりませんでした。坑口の制限の条件などでできるのではないだろうかというふうな、ほんやりい

たしました考えで言っておりま。それから標準炭価の点が不明瞭という御指摘がございました。標準炭価がどういう形で表示されるかは何も私どもは具体的には聞いておりません。生産費を基準にしてその他国際価格あるいは他の燃料などを考えてというふうな法には書いてあるように拝聴いたしております。具体的なことを聞いておりませんので、逆に一番中心になりそうに思われるのが、全国炭価水準の点が多いであろうと思われま。その全国炭価水準と九州、北海道、常磐、山口等で売買せられる値段——かりに売買せられる基準の値段が定まるとした場合、全国平均が五千何百カローリである、それに対して山口の石炭あるいは常磐の石炭が何百カローリであるから、その比率で、下の方で売られてもいのではないだろうかというふうな単純な進み方をせられることは間違いないであらう、こういう意見を申し述べた次第でございます。

○田中委員長 中崎敏君。中崎委員 今回も北海道へ参りまして、関係業者の意見もいろいろ聞いてみたわけでありま。その中に、政府は中小炭鉱に対してはほとんど何もやってくれないというふうな意見もありました。そういうふうなことが一つの大きな要素となり、一面大きな炭鉱に対する一連の保護措置に反して、中小炭鉱には今みたい非常に冷たい扱いがされておるといふふうな意見がありました。

そこで私今日のこの石炭界における行き詰まりの現状を見ましたときに、このままではどうにもできぬのじやないかという気持においては別に他の人

と変つたわけではありませんが、ただ問題は、一つにはこうした合理化法という、われわれの立場からいへば、ある意味においては、炭鉱大手筋を擁護するのみに、中小炭鉱にはいかにも冷然たる打ちである、首切りをし会社をつぶすような考え方の法案であるという考え方を持っておりま。そこで現在のまにこれを進めていくとすれば、言えなければ、こうしたラジカルな、急進的な法律によらないうで、政府はほんとうに腹を据えて、そうして中小炭鉱についても一歩進んだ、指導的助長的な立場に立つて、この適当な策を施すとすれば生きる道があるのだというふうな方法があるのかどうか。これは今重油の規制といま

すか、これについての意見もありま。だが、これについては大勢的にいって、重油を半分には押えつづけるか、あるいは重油の使用を極度に規制するとかいうことはなかなかできないというの、経済機構の現在の状態ではないかと思ふのでありますが、これに程度を規制を加えるとしても、これに非常に大きな期待を持たないで、そして他の金融的措置あるいは税法上の措置、そのほか一連の、たとえば販売機構等に対する相当画期的な、業者の自主的な考え方の上に立つて、販売機構をこういふふうな整備すればこうなる、しかもこういふふうなことができないのだという考えがあれば、お聞きしておきたいのであります。これについては長岡さんに一つ聞きたい。

○長岡参考人 たいへん非常に広範な、中小炭鉱をいかにすればかくのごとき法律案以外のものでも石炭の安定ができるかというふうなお話でありま

した。私どもは、中小炭鉱の経営の一番の困難は金融にあると思つてござい。ます。やはり構想をいたしましては、特殊の、石炭金庫のような制度がほしいと思つております。一般の事業運営につきましましては、現在やっております方法を踏襲いたしまして、開発資金それから開発の方法等につきましましては、みずからそれぞれの責任で計画、執行できると思つております。

○中崎委員 まず金融が一番大きな問題であつて、たとえば大企業に対する程度の割合において、中小企業が政府機関の金融並びに一般市中銀行からの金融をもち得るならば、これはある程度の危機は切り抜けられると思ふのであります。しかし現在のようないわゆる乱売といふような状態のもとに値段をくずすといふような態勢のもとにおいては、幾ら掘つても掘つても、また金を借りてきても、結果においては行き詰まりが来るのではないかと、いふふうな気もするものであります。何と云つても一番大きな問題は相互に協力し合つて、そうして自主的に販売機構というふうなものも確立して、その上に立つて、出炭の側についてもまた出炭の制限をやるといふような、むしろ供給の側の面の整備が十分に行つたならば、その危機が救い得るのではないかと、いふふうなことは考えないのであります。その点に於いて、そういう態勢ができるのかできぬのか、そこらの点を一つお聞きしておきたい。

○長岡参考人 生産物を販売いたしました方法につきましましては、たいへん改善方法をいろいろ研究しております。その他経営一般につきましても、各地連合会を持つて連絡をいたしまして、

みずから立ち行く方策を研究いたしてあります。

○田中委員長 永井勝次郎君。○永井委員 矢吹さんにお尋ねいたしたのであります。炭鉱関係が非常な不況である、その結果として炭鉱地帯の自治体の減収というものは非常に大きなものがあります。一面収入がうんと減つて、この法案が施行されれば、首切りが大勢に行われて、失業者がどんと出る、しかもこの法案は首切りだけは数字をはつきり、六万人近く首切りといふことを言つておられますけれども、その裏づけとなる職場転換なりあるいは失業対策なり、こういったものは、活字では一応書いてありますけれども、内容の具体性は非常にない。そうするとこの法案を施行することによって、炭鉱地帯の市町村は収入がぐんと減る、首切りによつて出た失業者はどんとかかえて、そうして生活扶助なり何なり、既往の予算のワケの中で、こういう問題を処理していかなければならない、こういうことになると思ふのですが、その結果として満足な失業対策がなければ、これはもう非常な社会不安が起つてくる。ほかへ動くと、いふても、移動するような条件もない、こういうふうな労働者に非常に大きな犠牲をしているとも、それが所在市町村に集約されるというふうな、こういう法案に対して市長さんは御賛成であるといふような御意見、これはどこに根拠があるのか、これを一つ伺いたいと思ひます。

○矢吹参考人 私は一種の医者でございまして、炭鉱のこういう方面の内部にわたつての研究はございませ。従つて町村と炭鉱との関係の経済を申

ほど政府案について指摘をいたしましたように、その近代化いわゆる合理化の方策の問題が非常に問題になるのではないかと、よしんばそれが完全にそういう面でも近代化され、合理化された炭鉱のほとんど、今日の状態では全部の炭鉱のほとんどが赤字を出してあります。その赤字を埋めてさらにここで二割の引き下げをするということになれば、これを総体的に見まして相当な引き下げの類になると思えます。そういう形が、単に現在の労働者の一人当りの能率を引き上げて、いわゆるコストの削減をはかるということは、今日の状態ではもう労働力の限界にきておるのではないかと、従って今のような政府の考え方を前提として二割を引き下げるといふことは、私は非常に不可能だといふように考えておるわけでありませう。そういうことを強行する中で労働者の首切りが出てくる、あるいはその中で賃金の切り下げという形が現実的に生まれてくる可能性があると思っております。一つの炭鉱の例をあげて申し上げますならば、大体三千七百円と申上げますならば、現在三千七百円というのが——現在のコストであるという炭鉱がございます。三千七百円ではどうしてもやれない、二千七百円ではどうもやれないということの問題があります。その二千七百円にするためにどうするかといういろいろな話を聞いてみますると、その三百円の引き下げはほとんどが労務賃金の二〇%切り下げという形では出ないというものが、現実には炭鉱の置かれておる状態だと思っております。従って先ほどの質問でございますけれども、私はそういうことは口では簡単に言えると思っておりますけれども、現状の炭鉱の実態の上から考えまして不可能ではないかと、ただこ

で炭鉱の地質の状態がアメリカ、イギリスのように、あるいは炭鉱の地質の状態であれば問題は別でありまして、けれども、今の日本の炭鉱の地質の問題からいって、あのような形で能率を引き上げてそれで完全に消化できるといふ状態は、相当思い切ったあらゆる施策を施した上でなければ、こういう判断は不可能ではないかというように私は考えております。

○渡邊参考人 まず二割の炭価を引き下げるといふことは、この法案を骨子として考えた内容であるというようにも考えられるわけですが、この法案の中からは非常に困難である。このように考えられるわけでありませう。現在の炭価の大体の生産原価は、この法案による小が標準になる、買上げられた後に、五年間において幾ら下るか、こういうのが下るか上るかという問題のポイントになる。こういうふうな考え方をわけでありませう。そうなる参りますと現在の石炭の生産原価というものは、大体三千七、八百円ぐらいだろ、これを二割下げるといふことになりませう、二千七、八百円ないし三千円と申すことになりませうが、現在の坑内における企業の実態を申し上げますと、大体生産原価というものは、物品費、労務費あるは経費、こういう内容に組まれておるわけでありませうけれども、大体人件費が五〇%、そのほかの経費が五〇%、こういう内容で、トン当たりが三千七、八百円、従いまして一トンに加えられておる人件費というものは大体千七、八百円ぐらいでありませう、こういうふうになるわけでありませうけれども、そうなる参りますと現在の坑内の実態というものは物品費であるが経費であるが、いわゆる保費にこれ以上節約するならば重大なる災害が起る、これ以上軽減はでき得ない、たとえ一枚のザラ紙を使うにいたしましても、表を使つたら裏を使つ、こういうことをやっておるのが大體現在の企業の実態であります。従つて現在の状態はぎりぎりしほつた生産原価である、こういうことになっておりますので、さらに現在の社会情勢においていかに合理化しようとするか、この合理化法案の内容においては現在の十二・四トンと十八・四トンにするのだ、こういう内容でありますけれども、これをいかに合理化しようとするか、これを五年間に十八・四トンとすることは現在の機械設備においては困難であります。そうなる参りますと、八百円の値下げといふことは不可能である、こういうふうなことも考えておるわけでありませう。結論的に申し上げますと、現在全然余裕のない生産原価の方式で切詰める余裕がない、さらにそれ以上炭価を下げるということになると、能率以外にない、しかもその能率は先ほど前者の方も申されましたように、坑内の非常に悪条件の中で、あるいは機械設備といつてもそんなに現在以上、倍出すとかあるは三倍以上の機械といふものは、現在のところないわけでありませう。しかもその機械を消化するということになると、機械を入れ訓練してこれを消化させる、そういうことになれば一年や二年ではできな

い、こういうことになりませうので、生産原価を二割引き下げるといふことはおそらく不可能である、あえてやろうとすれば五〇%かかる人件費を削る、人件費を削るといふことは人員に余剰を出す、そのことによって五〇%の率を四〇%ぐらいの人件費にして、その中で合理化をはかつて値下げを行う、こういうことになりませう。従つて、それ以外に炭価を下げるという方法は今のところない、このように私は考えております。

○伊藤(卯)委員 大越さんでも長岡さんでもよろしくございませう。今お聞きを政府の目的として石炭の生産費を政府の目的として二割下げることとは不可能だといふことを言われておるのです、ところがこの合理化に非常に片手落ちがあるといふことを多分お感じになっておると思つて、それから生産費を下げる方法が一つあると思つたかどうかといふことをお聞きしました。たとえさつきもお話しになりました金利の問題、八分中一分五厘下げただけで、三百万トン買付するに、その金利が四十億円出てくる。もしこれを全体のトン数に割り当てるならば、御存じのように四百億幾らも出てくるということになるわけですが、一応目の子算にはなるけれども……金利は政府が行政措置をやり得ることなどは、炭価を下げるのに合理化だけで中小炭鉱やら労働者だけに犠牲を負わしめて二割下げるといふような片手落ちをやらぬで、政府が行政措置をやる金利を、一分五厘下げるといふならば、四百億から金利が下ってくるというのだ

が、なぜこれをやらぬのだ。それからたとえば鉄道の運賃、こういうものも政府が行政措置をやらうと思えばやれる。ところが国鉄は逆に値上げをしようとしておる。電気料金は、これも政府が行政措置をやる。ところが去年の夏よりことは二割も上げておる、こういうように政府が行政措置でやれる鉄道の運賃なり電気料金なり、金利に比べれば、当然炭価の生産費は下る。そういうことをあなた方は、政府は片手落ちするかといふことについて、強い意思表示なり運動なりをされたことがあるかどうかといふことをお伺いしたい。

○大越参考人 ただいまの伊藤さんのお話でございますが、これは御案内のようにわれわれ大手も石炭協会を持っております。これは伊藤さんの方にもきつと協会の方からいろいろ金利値下げの問題なんかもお願いに上つておることと思つて、金利の問題は今日まで何回となく値下げを陳情しておるわけなんですけれども、なかなかわれわれ考えているような線に下げただけではない。最近どうやら金利の値下げというふうなことが出てきましたので、それが、これはこの法案によつて今度買取りの資金の方に回すといふことになつてきたようでありませう。

それから電力料金の問題でございますが、これもわれわれ石炭業者としてはまことに重大な問題です。ことに常盤地区におきましては、先ほど私から申し上げましたように、非常に坑内湧水が多いのでございまして、いわゆる保安電力なるものが、九州、北海道と比べますと比較にならぬ。排水通気電

九

力が大体七四、五多くらいまでなるわけです。従いまして生産費に占める電力代というものが非常に大きくなりまして、これも機会あることに陳情しておるわけですが、どうもなかなかわれわれ考えておるようには参らない。それから鉄道の運賃問題でございますが、これは今のところではガス発生とかあるいは製鉄用とかいうようなハイ・カロリーの石炭もまた宇部産も、われわれ常磐地区で生産されて比較的低位の石炭も運賃は同じこととございます。そういう面になりますと、生まれつき悪いので、どうもわれわれが悪いといわれても困る、比較的低位のものを持ってきて競争するとなると、そういう面でも困る。これはそういう面でも、それぞれの道でわれわれがぶん運動を続けてきたわけでございます。一つ御了承願います。

○長岡参考人 石炭鉄道の負担しております金利につきましては、日本石炭協会から数次発表もいたしておりますし、政府に救済その低減方をお願いしております。中小炭鉱におきましても同様であります。これは少し長い期間運動を続け過ぎたために、少しく今御批判のように何をしておるのだというふうなお感じがあるのかもしれない。昭和二十五年の自売開始以来、それまでに炭鉱に負担のかかっており、またその後の段階の収拾のためにも、またその後の段階の収拾のためにも、長く、強烈にわれわれとしてはやりましたつもりであり、あまり期間が長かつたために感じがいまいようにお考えであるかもしませんが、今後とも、今度の合理化のためにお使いになる建前で、国の出しておられる金

を、六分五厘にするというところよりもさらにできますならば造船等にとつておられますような、利子の補給と申しますか、あるいは当分とらなないといえますか、さういふ方法で三分五厘くらいして、国家の金の低金利を期待いたしておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 いま一点だけ。多分、私が今申した政府が行政措置をやる、三つの重大な問題については、あなた方御関心をお持ちであろうことは、私は間違いないかろうと思ふ。ところが、どんな運動をおやりになつたか、いらないけれども、この大事な法案を作るに当って、それを説明するに当って、政府はこれを毛頭考えておりません。たとえ昨日私がその問題で政府側に質問をした、これは名前を言つてもいいが、名前だけは今日は言わぬが、とにかく政府の最高責任者です。これが、今の鉄道の問題とか電気の問題とかそんなものは小さな問題だから考へておらぬ、それよりも合理化によつてとにか炭価を下げさすということが一番大きな問題だ、こういうことを言う。だから、あなた方運動をおやりになつたかしらぬが、政府は考へておらぬ。この法案はもう幾日もたつたにうちに、二、三日くらいうちに問題になつてくる。自由党と民主党はこれを上げようとしておられる、あなた方のお考えを無視して上げようとお考へになつておられる。しつかり一つ腹をきめてこの二、三日のうちにおやりにならぬと上げてしまわれますよ。この点私はあなたに御注意申し上げておきます。

○永井委員長代理 内田常雄君。○内田委員 私は自由党の内田でございます。いますけれども、現地の公職会に参加する機会がありませんでしたが、一点だけをお尋ねしたいのであります。私はこの法律案によりまする合理化措置が成立するものとしての前提で申し上げますが、この法律案によりますと、標準炭価を政府がきめる、そのきめ方は石炭の生産費を基準としてきめる、こういう原則になつておるようでございます。この標準炭価に對しては、炭業権者または租炭権者の石炭の販売価格が著しく高い場合には販売価格の引き下げを勧告することができ、こういふことになつておる。これは国家が相当の資金をつぎ込むのですから標準炭価をきめることは大義名分上やむを得ないこと、あるいはけつこうなことでございますけれども、私は法文を讀んでみましてその点に心配があるので、経営者あるいは組合の方はこの点はどういふふうにお考へになつておるかというところをお尋ねしたいと思ひます。

○永井委員長代理 内田常雄君。○内田委員 私は自由党の内田でございます。いますけれども、現地の公職会に参加する機会がありませんでしたが、一点だけをお尋ねしたいのであります。私はこの法律案によりまする合理化措置が成立するものとしての前提で申し上げますが、この法律案によりますと、標準炭価を政府がきめる、そのきめ方は石炭の生産費を基準としてきめる、こういう原則になつておるようでございます。この標準炭価に對しては、炭業権者または租炭権者の石炭の販売価格が著しく高い場合には販売価格の引き下げを勧告することができ、こういふことになつておる。これは国家が相当の資金をつぎ込むのですから標準炭価をきめることは大義名分上やむを得ないこと、あるいはけつこうなことでございますけれども、私は法文を讀んでみましてその点に心配があるので、経営者あるいは組合の方はこの点はどういふふうにお考へになつておるかというところをお尋ねしたいと思ひます。

石炭の炭種というものは非常にたくさんありまして、有煙炭もあれば無煙炭もある、工業用炭もあれば家庭用炭もあればガス発生炭もあるというふうなことで、非常に品種といひますか銘柄が多いので、これはむしろ私もこれから政府になおたしたいのであります。どういふ形で標準炭価を作るのか、標準炭価は各銘柄ごとに作るのか、あるいは標準炭質に応じて大ききつばに数本ないし、二本の標準炭価を作るのか、どちらかの標準炭価を作ると思ひますが、標準炭価と言われる以上は、おそらく石炭の銘柄数百、数千に對して数百本、数千本の標準を作るのではなく

て、一本か数本の標準炭価を作ると思ひます。ところが石炭の市価というものはカリリーなりあるいは生産費なりにかかわりなく、その品位、用途によつておのずから市価の構成がされてきておる。さういふ際にこの法律案の第六十条で標準炭価に比して市価が高いというところで単純に勧告をするようなことになりますと、石炭の価格構成といふものを非常に混乱させるのじやないかというところの私は心配を持つておるのであります。おそらくこの点に關しましては先般各地で行われました公職会で意見が述べられたと思ひますが、どういふふうにお考へになつておるか、どういふことを希望されておるか、あるいは場合に對してはこの辺について、この法律案を直さなければならぬのじやないかと考へますから、端的に一つ御意見を承わりたい、

○大越参考人 標準炭価につきましては、この法案が浮かび出てきたときから、すでに石炭業界の皆様方が非常な関心を持つておるわけでございます。終戦以来の統制時代のように、あつたさまざまの炭種のそれぞれのカロリーのよつて幾段階もこまかに炭価をきめられるというところは、これは絶対だめだ。今お話のようにわれわれも標準炭価なるものはどこをどのように押えてきめられるのか、これもわれわれはつきりいたしておりませんので、考へ方としては以前のような統制時代のきめ方ではだめだという考へを持つておるわけですが、ことに今の生産原価からとはいひませんが、これもおそらく常磐産、宇部産は御案内のように石炭の質が悪い。といつて生産費が特段に安く上るような石炭の賦存状態ではご

ざいませぬ。先ほど申し上げましたように非常に坑内湧水も多い。あるいは宇部産にしましても、まかり間違えば海水も浸入するといふような状態に置かれておるわけでございます。従いましてさういふ悪条件のところにある石炭企業は、同じ合理化を進めるにいたしましても非常に難易度が違つておると思ひます。さういふ点をよく勘案されて、この標準炭価なるものをあまりこまかくしないで、マーケット・プライスといふことを大ききつばにきめていただきたいといふのと、生産原価に對しては、今申し上げましたような坑内の事情が非常に災害を伴うような場所にある場合には、やはりその災害に對する補償の面も、そのときの生産費だけをなして十分考慮に入れて原価なるものを考へていただきたい、さういふ二点を強く考へておるわけでございます。

○永井委員長代理 退席、委員長着席。○内田委員 私の質問の仕方が悪かつたと思ひますが、この法律案の五十九條によりますれば、生産原価を基礎として標準炭価をきめるとあります。従つてカロリーの低くても賦存状況が悪いために一トンを掘り出すための入手がよければかかるとか、あるいは山元のコストが高いものは、おそらくその点を考慮して政府もおきめになると思ひますし、また経常費ばかりでなく、災害復旧といふさういふ特別の出費等も生産原価の要素に入つてくると思ひますが、さういふことよりも石炭といふものはその品位なり用途によつて、たとえば生産原価が三千五百円でありまして、それを工業用炭として向け

て、一本か数本の標準炭価を作ると思ひます。ところが石炭の市価というものはカリリーなりあるいは生産費なりにかかわりなく、その品位、用途によつておのずから市価の構成がされてきておる。さういふ際にこの法律案の第六十条で標準炭価に比して市価が高いというところで単純に勧告をするようなことになりますと、石炭の価格構成といふものを非常に混乱させるのじやないかというところの私は心配を持つておるのであります。おそらくこの点に關しましては先般各地で行われました公職会で意見が述べられたと思ひますが、どういふふうにお考へになつておるか、どういふことを希望されておるか、あるいは場合に對してはこの辺について、この法律案を直さなければならぬのじやないかと考へますから、端的に一つ御意見を承わりたい、

る場合には二千五百円でなければ売れない。ところがこれを家庭用炭といいますが、暖房用などに回すときには五千円でも取引されておる。ことに木材資源の利用合理化に関する方策につきまして、政府やわれわれ議員におきましていろいろの試案がありまして、できるだけ木材資源を愛護するという意味において木質の燃料を鉱物質の燃料に置きかえるという方向にもいつておりますために、そういうことも反映して、暖房用等の石炭は、生産原価よりも高い値段で市場においては取引されておるといふ実情にある。これは原料炭についても同じようなことが言えると思ひますが、そういう場合に生産原価主義で標準炭価をきめるといふことになつておるために、用途によつて高い値段ができておるのはけしからぬといひますが、六十条の趣旨に反するといふことで引き下げの勸告命令が出るようなことがありはしないかといふことを私はあなたの方のために心配をしておるのです。そういう懸念は皆さんの方にはないものであるか。今大越さんがおっしゃるように十分生産原価を考慮さえてくれれば、用途により市場で形成されている価格は心配しなくてもいい、それは引き下げられてもいいのか、さやうなことをお聞きしておるのです。

○大越参事人 それは内田先生のおっしゃる通りにハウス・コイルということになると、カロリだけで値段がきめられる、あるいは生産原価だけで値段がきめられるというものは、われわれ業者としては絶対に反対でありませぬ。やはりハウス・コイルならハウス・コイルの用途の価格できめていただく

○田中委員長 時間がありませんから、多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 業者の方に尋ねたいのですが、ことに中小炭鉱の代表の方にお願いしたいと思ひますが、需給のアンバランスを大きく引き起すものは電力用炭であります。ことに中小炭鉱が電力用炭として納めておられるのは、直接納めておるのが二五％程度、それから販売業者を通じて納めておるのが三〇％程度であります。国鉄に比べますと、電力については中小炭鉱とかなり多くの取引をしておると思ひますが、ところが御存じのように電力は豊水と濁水とでは非常に石炭の需要が違ふ。豊水が一割になりますと、電力用炭で二百数十万トンの差が出てくる。だんだんそれが多くなればなるほどその差は著しくなるわけですね。これに対してわれわれが政府に対して一体豊水による処理はどういうように処理するのか。これを全部炭鉱業者に負わせることは過重ではないかというように話したところが、政府はその点についてはどうもお手上げだといふ答弁をいただきました。電力用炭の豊水による犠牲は、全部炭鉱業者が背負つておる。一方においては電気会社においては、濁水準備金百数十億も積み立てられておる。こういう問題についてどういふようにお考えであるのか、この問題はまた制度的にどういふように救済をされたらいいとお考えであるかといふことを第一点としてお尋ねしたい。

○長岡参事人 第一は、電力用炭の豊水による影響をこのままにして置いてよろしいかといふ御質問のようでございますが、おっしゃいます通り、中小側の最近数年間における電力事業者用炭の納入実績は、かなり鉄道における大手中小の比率よりも多いところにおります。従つて具体的に関西電力、九州電力、東京電力あたりの大きな消費者に対する接触といひますか、実際上の関係も深くなつておりますので、現在におきましては、かなり無理をいたしましたも、ほとんど東京電力

と中小炭鉱の優劣が激しくなると思ひます。今必ずしもコストは中小の方が高いというわけではありませぬ。現実の問題は、あるいは中小の低いところも多いと思ひますが、今後合理化工事が進捗するにつれまして、自然条件の優劣によつて、ほとんどその経営の良否が左右されます関係上、私はかなりコストについても差が出てくると思ひます。こういう問題については、どういふように将来の問題として中小炭鉱ではお考えになつておるか。

それから第三点といひましては、よく中小販売路がない、こういうことを聞いております。それにつきましては、何か一つの販売機構を作つて、一緒に協同的におやりになつたらどうかといふことをわれわれ始終考え、政府ともいろいろのあつせんしておるけれども、どうもまだ一本になるような機運になつていないといふのは、どういふ点に隘路があるのか、また協同的な販売に対しては考へておられないのかどうか、この三点についてお尋ねいたします。

第二の、合理化計画の進捗に従つて、中小の仕上りも必ずしも天然条件などに支配せられて安きを望めないのではなからうかといふ御心配は、まことにござつてもございませぬ。この方面につきましては、やはり運搬系統の単純化、やり方は違ひましたが機械化、それから作業方法の改善等に、金だけでなく経営上あるいは技術上の知識の拡充を必要といたしまするので、自分らの間におきまして極力負けないように努力をいたすつもりでおります。

第三点はちよつと失礼いたしました。多賀谷委員 販売……

○長岡参事人 販売機構につきましてどういふふうにお考へておるかといふ御質問でございました。これは先ほどほのかのお方の御質問の際にちよつと申し述べたように記憶いたしております。ただいま研究中でございます。従来とも各地に中小炭鉱の石炭を専門に販売する会社があるのでございます。問題はやはり資金にあると思

うのであります。これが生産をいたします者の要望と販売を担当します者の要望とが必ずしも一致いたしませんでしたために、的確に生産販売が固まらないといふふうな感じがいたしております。これをいかに乗り切るかを今研究いたしている次第でございます。

○多賀谷委員 市町村の代表の方に質問いたしますが、市町村は非常に炭鉱の不況によつて、単に炭鉱の従業員だけであつて、その商店あるいは関連産業全部失業状態になつておると思ひます。そこで市町村財政は非常に苦しいと思ひますが、そういう状態の中で、たとへば今後多くの失業者が出る。そうすると國の方では失対事業をやらないか、ワケはとつてある、こういう話が出てくる。ところが市町村の財政では、その三分の一の労務費の負担ができない。あるいは資材費の負担ができない。それだけでなく、単に労務費あるいは資材費の負担はできないにしても、今度はその仕事場がない。すなわち土地なら土地を買つても用地の買収費がない、こういう状態でも、せつかく政府が予算措置をして、市町村は現在の地方財政では受け入れられないのではなからうか、こういうふうな炭鉱所在の市町村の財政を私は考へるわけですが、一体それに対してどういふようにお考へであるかお聞かせ願ひたい。

○矢吹参事人 町村といひましては、そうしたような失業者に対しましては、できるだけ考へをいたしまして、援助しておりますが、現在のところでは、そろそろ経済的に行き詰まつて参りまして、町村の関係のある小

○田中委員長 時間がありませんから、多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 業者の方に尋ねたいのですが、ことに中小炭鉱の代表の方にお願いしたいと思ひますが、需給のアンバランスを大きく引き起すものは電力用炭であります。ことに中小炭鉱が電力用炭として納めておられるのは、直接納めておるのが二五％程度、それから販売業者を通じて納めておるのが三〇％程度であります。国鉄に比べますと、電力については中小炭鉱とかなり多くの取引をしておると思ひますが、ところが御存じのように電力は豊水と濁水とでは非常に石炭の需要が違ふ。豊水が一割になりますと、電力用炭で二百数十万トンの差が出てくる。だんだんそれが多くなればなるほどその差は著しくなるわけですね。これに対してわれわれが政府に対して一体豊水による処理はどういうように処理するのか。これを全部炭鉱業者に負わせることは過重ではないかというように話したところが、政府はその点についてはどうもお手上げだといふ答弁をいただきました。電力用炭の豊水による犠牲は、全部炭鉱業者が背負つておる。一方においては電気会社においては、濁水準備金百数十億も積み立てられておる。こういう問題についてどういふようにお考えであるのか、この問題はまた制度的にどういふように救済をされたらいいとお考えであるかといふことを第一点としてお尋ねしたい。

○長岡参事人 第一は、電力用炭の豊水による影響をこのままにして置いてよろしいかといふ御質問のようでございますが、おっしゃいます通り、中小側の最近数年間における電力事業者用炭の納入実績は、かなり鉄道における大手中小の比率よりも多いところにおります。従つて具体的に関西電力、九州電力、東京電力あたりの大きな消費者に対する接触といひますか、実際上の関係も深くなつておりますので、現在におきましては、かなり無理をいたしましたも、ほとんど東京電力

と中小炭鉱の優劣が激しくなると思ひます。今必ずしもコストは中小の方が高いというわけではありませぬ。現実の問題は、あるいは中小の低いところも多いと思ひますが、今後合理化工事が進捗するにつれまして、自然条件の優劣によつて、ほとんどその経営の良否が左右されます関係上、私はかなりコストについても差が出てくると思ひます。こういう問題については、どういふように将来の問題として中小炭鉱ではお考えになつておるか。

それから第三点といひましては、よく中小販売路がない、こういうことを聞いております。それにつきましては、何か一つの販売機構を作つて、一緒に協同的におやりになつたらどうかといふことをわれわれ始終考え、政府ともいろいろのあつせんしておるけれども、どうもまだ一本になるような機運になつていないといふのは、どういふ点に隘路があるのか、また協同的な販売に対しては考へておられないのかどうか、この三点についてお尋ねいたします。

第二の、合理化計画の進捗に従つて、中小の仕上りも必ずしも天然条件などに支配せられて安きを望めないのではなからうかといふ御心配は、まことにござつてもございませぬ。この方面につきましては、やはり運搬系統の単純化、やり方は違ひましたが機械化、それから作業方法の改善等に、金だけでなく経営上あるいは技術上の知識の拡充を必要といたしまするので、自分らの間におきまして極力負けないように努力をいたすつもりでおります。

第三点はちよつと失礼いたしました。多賀谷委員 販売……

○長岡参事人 販売機構につきましてどういふふうにお考へておるかといふ御質問でございました。これは先ほどほのかのお方の御質問の際にちよつと申し述べたように記憶いたしております。ただいま研究中でございます。従来とも各地に中小炭鉱の石炭を専門に販売する会社があるのでございます。問題はやはり資金にあると思

うのであります。これが生産をいたします者の要望と販売を担当します者の要望とが必ずしも一致いたしませんでしたために、的確に生産販売が固まらないといふふうな感じがいたしております。これをいかに乗り切るかを今研究いたしている次第でございます。

○多賀谷委員 市町村の代表の方に質問いたしますが、市町村は非常に炭鉱の不況によつて、単に炭鉱の従業員だけであつて、その商店あるいは関連産業全部失業状態になつておると思ひます。そこで市町村財政は非常に苦しいと思ひますが、そういう状態の中で、たとへば今後多くの失業者が出る。そうすると國の方では失対事業をやらないか、ワケはとつてある、こういう話が出てくる。ところが市町村の財政では、その三分の一の労務費の負担ができない。あるいは資材費の負担ができない。それだけでなく、単に労務費あるいは資材費の負担はできないにしても、今度はその仕事場がない。すなわち土地なら土地を買つても用地の買収費がない、こういう状態でも、せつかく政府が予算措置をして、市町村は現在の地方財政では受け入れられないのではなからうか、こういうふうな炭鉱所在の市町村の財政を私は考へるわけですが、一体それに対してどういふようにお考へであるかお聞かせ願ひたい。

○矢吹参事人 町村といひましては、そうしたような失業者に対しましては、できるだけ考へをいたしまして、援助しておりますが、現在のところでは、そろそろ経済的に行き詰まつて参りまして、町村の関係のある小

い仕事をなるべく避けたい、政府がもくろんでおるところの大きな事業に振り向けたらというような考えを持っております。町村の負担によるような事業でなく、政府の大きな事業に振り向けたらというような希望を持っております。

○多賀谷委員 そういたしますと、結局一般の失業対策では、もう炭鉱地帯の町村の財政の逼迫から、失業者は救済できない。だから同管で、全額国庫負担のような失業対策を起して欲しい、こういうようなお話ですか。

○矢吹参考人 もちろんそういうふうになつておりますが、私の地方では、石炭鉱業によるところの被害も相当ございまして、それが政府の調査の結果、今後拡大するおそれがあるので、これを食いとめなければならぬというふうな工事もお聞きになります。で、その方面に重点を置いてもらいたいと思つておるのでございます。

○多賀谷委員 鉱害賠償ですね。——わかりました。

○田中委員 田中武夫君。○田中(武)委員 時間がありませんので、簡単にお尋ねしたいと思つて、まず長岡参考人にお伺いいたします。参考人は先ほど、本法案には賛成である、しかし中小鉱業の立場をもう少し考えてもらいたい、こういうこととであつたと思うのですが、この法案は、中小企業を買い取つてつづぶそう、こういうことであるので、この法案の中において考慮する限り、そのつづぶし方において手心を加えてくれという考えか、それとも具体的にこの法案審議の中において、どのような御希望を持っておられるか、承りたいと思つ

たので、先ほど申しましたように、整備

のです。それから矢吹参考人にお伺いしたいのですが、先ほどの質問にも関連があるかと思つて、参考人も原則として原案には賛成のようであり、しかしながら常磐地方には失業者が多く出て困つておる。ことに地方財政も逼迫しておるのに、日雇い労働者等の要求もあつて困るからお考え願ひたい、こういうことであつたと思つて、この法案を審議するに當つて、どのような点を具体的に考へてもらいたいという御希望なのか、承りたい

○長岡参考人 ただいまこの法案の炭鉱整備の点について、どういふことを中小側は希望しておるかという点が第一の御質問のうちに承つたのでござい

○田中(武)委員 そうじゃないのですよ。中小企業のこと考へてもらいた

い。原案には賛成しておられて、中小鉱業のことを考へてもらいたい、こういう御意見のうちに何つたので、この原案は買い取つてつづぶすのだ、それならどういふことを希望しておられるのか、聞かしてくれ、こういうことなん

です。○長岡参考人 買い取つてつづぶすことにつづまして、反対の意見を述べたの

事業団の事業の財源の点と租賦権者の問題、これだけを本日は申し述べた次第でございます。

○矢吹参考人 私意見を述べる前に申し上げた通り、昨日突然電報に接して参つたので、何らの用意もなかつた、従つてこの法案等においても見てお

かなかつたということになりますので、今直ちに回答することはできません。

○田中委員 これをもつて参考人各位の御意見に対する質問を終ります。参考人の方々は御多用中のところ、長時間にわたり率直なる御意見を拝聴し、本案の審査に多大の参考とな

したことを厚く御礼申し上げます。午前の会議はこれ程度にとどめ午後二時まで休憩いたしますが、石炭鉱業合理化臨時措置法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する法案、この二法案に対する質疑所要時間は、七日、八日の理事会で各党より要求せられ決定された通り、民主党六十分、自由党百八十分、社会党両派各百八十分であり

ます。これを石炭に三百九十分、重油に二百十分と分けたいと考へております。右によりますと石炭については民主党三十分、自由党百二十分、社会党両派各百二十分となります。先ほど各党理事に御相談して、本日午後及び明日二十一日午前午後の会議で質疑を終了したいと考へます。各党の質疑者は御連絡の上、法案の審議に御協力をお願いいたします。この際政府委員諸君も、ただいまの発言の通りでありますか、ふるつて御出席を願ひます。これにて休憩します。午後零時五十三分休憩

午後二時四十六分開議 ○山手委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

石炭鉱業合理化臨時措置法案について質疑を続行いたします。質疑の通告がありまから、順次これを許しませう。片島港君。

○片島委員 通産大臣にお尋ねいたします。この前のわが党の多賀谷君の質問のときに、豊満水などによるところの電力用石炭の調節というところは非常に困難であつて、こういう自然現象に象については全く手が無い、こういうようなことを言つておられました。私は、そういう自然現象に対しても、政府当局としては当然何らかの手を打つことを考へておらなければならぬの

じゃないかと思つて、それでないならば、たとえば炭価の引き下げというふうなことを考へてみましても、炭価を引き下げるためには、拡大された需要に見合うところの増産、あるいは、物価はもうこれ以上上らないとか、賃金はこれとめておくとか、あるいは資金上特別の優遇をしてやる、あるいは税法上の特別の優遇をしてやる、あるいは初めに増産ということも可能であると思つております。こういう、私が今申し上げました、指で数え切れぬいくらの諸条件というものは、どれ一つとして、これは確定したものがない。わずか半年、一年くらいの間、二十九年度における石炭の需要を見ましても、四千八百万トン、いや四千六百万トン、いや四千三百、四百五十だといふふうには、くるくる変わ

つておる。それを五年も六年も先のことを考へて、賃金の問題、物価据え置きの問題、資金上の問題、税法上の問題等、これらの人為的の条件に果して確信が持てるかどうか。一カ年間においても非常に見込み違いをしておるのであります。自然条件においては手が無いと言われたが、私が今申し上げた諸条件については、大臣は確信を持っておられるかどうか、この点を大臣にお伺いしておきます。

○石橋國務大臣 ただいまあげられま

したいろいろの条件、それは絶対に動かさないというのじゃなくて、今度の計算の基礎は、賃金ベースは現在のまま、物価も上らないもの、こう一応計算しておるのであります。むろん今後の経済界の動きによりまして、物価全体が上がる場合には、これはまた別のことであります。これは動いていいと思つておられます。相当機動的に動

けるものと思つておられます。ただ、ぜんお話しになりました電力——水の

貯水、濁水は、これは豊水になるか濁水になるかというところは、長年の計算によつて今やっております。電力の方でやっております濁水積立金などの基礎になります水景は、何か世界的の基準があるのださうでありまして、相当長い期間の平均状態をとつて、それを基準にして計算するものであります。従つて最近のように豊水になりますと少し狂つて参りまして、たとえば三十九年度でも、電力の方の計画では約八百万トンほど石炭の消費を見ておつた

が、実際の需要は二十五万トン程度でとどまるというふうな狂いが生じてくるのであります。これは計算上の狂いでありまから、実はこれはいたし方がないのであります。しかしこれにつ

いてはまたむろんそういう狂いが始終起っているというわけではありませんが、なお電力の方の計算につきましても十分科学的に検討いたしましたして、できるだけ狂いの少いようにする、またほかの需要を喚起する、あるいは現在でもなるべく電力の方に使うところの石炭によって石炭界に悪影響を及ぼさないように、たとえ当面においては石炭が足りませんが、電力会社の購入する石炭の量は相当ふやさせて調節をするというようにすることをいたしておりますから今後やはりそれと同じような方法で、できるだけ需給の調整をはかっていく、かような考え方でありま

この問題は重要な問題でありますから、私はいろいろな資料をもってさらにあとでまた質問をしたいと思っております。さらに進みまして、標準炭価の問題であります。標準炭価を決定して公表せられる場合に、よほど実態をつかんでおられないことには、個々の炭鉱における生産コストというものをよほどしつかりつかんでおられなければ、標準炭価というものは決定できないのであります。今日までいろいろな条件のもとに置かれておる炭鉱の生産コストというものを綿密に通産当局としては調査せられたことがあるかどうか、その点をお聞きをします。

○片島委員 この自然的な現象については、これは大臣もなかなか予見ができません。よいことが多かったのでありますが、私が先ほど申し上げましたような条件というのは政府の施策次第によってどうにでもなるものであります。しかしながら、この条件が一つ狂えばこれは大きな破綻を来たしてしまします。あらゆる計画がくずれてしまします。私は現在のいわゆる資本主義政策のもとにおいて、これをどれも狂わせないようにやってみようという、不可能ではないかと思ふ。炭価の引き下げの問題につきましても、先ほどから参考人に、これは業者側にも労働組合側にも聞きまされたいけれども、きわめて自信がないようでありまして、でありますから、やるとすれば、いろいろ変わって来ればそれに従うということではなくて、政府としては変らせないという強い決意のないことには、私はこの問題は完成しないのではないかと。そこで私は大臣の決意を聞いたわけでありまして、

○片島委員 この前からのいろいろな御説明によりまして、標準炭価というものは何らの拘束力もないものである、ただ政府が公表するだけで、こういうようなことではありましたが、そういう

○片島委員 下の場合には生産制限をやる、また上の場合には重油を入れる。品物が足らなければ値段が高くなる。余ってれば安くするのであります。政府はとうていわれわれが考えた場合に手の届きそうもないような目標を掲げて、需要がどのくらいある、この需要というものは私たちが考えた場合には、これだけ伸びるかどうかということに何ぼそるばんをはじいてみても自信がない。そういう大きな高い目標に需要というものを、または増産というものを考えておるならば、当然これは相当安くしなければそれだけの需要まで達することができない。安くなるようだったら生産制限をするということになる、それだけの増産ができない。こういうジレンマに陥って、おそらく政府が目標としておるような増産と引き下げというものがお互いが制約をせられるようなことになるのではな

○片島委員 この自然的な現象については、これは大臣もなかなか予見ができません。よいことが多かったのでありますが、私が先ほど申し上げましたような条件というのは政府の施策次第によってどうにでもなるものであります。しかしながら、この条件が一つ狂えばこれは大きな破綻を来たしてしまします。あらゆる計画がくずれてしまします。私は現在のいわゆる資本主義政策のもとにおいて、これをどれも狂わせないようにやってみようという、不可能ではないかと思ふ。炭価の引き下げの問題につきましても、先ほどから参考人に、これは業者側にも労働組合側にも聞きまされたいけれども、きわめて自信がないようでありまして、でありますから、やるとすれば、いろいろ変わって来ればそれに従うということではなくて、政府としては変らせないという強い決意のないことには、私はこの問題は完成しないのではないかと。そこで私は大臣の決意を聞いたわけでありまして、

○片島委員 この前からのいろいろな御説明によりまして、標準炭価というものは何らの拘束力もないものである、ただ政府が公表するだけで、こういうようなことではありましたが、そういう

○片島委員 下の場合には生産制限をやる、また上の場合には重油を入れる。品物が足らなければ値段が高くなる。余ってれば安くするのであります。政府はとうていわれわれが考えた場合に手の届きそうもないような目標を掲げて、需要がどのくらいある、この需要というものは私たちが考えた場合には、これだけ伸びるかどうかということに何ぼそるばんをはじいてみても自信がない。そういう大きな高い目標に需要というものを、または増産というものを考えておるならば、当然これは相当安くしなければそれだけの需要まで達することができない。安くなるようだったら生産制限をするということになる、それだけの増産ができない。こういうジレンマに陥って、おそらく政府が目標としておるような増産と引き下げというものがお互いが制約をせられるようなことになるのではな

○片島委員 下の場合には生産制限をやる、また上の場合には重油を入れる。品物が足らなければ値段が高くなる。余ってれば安くするのであります。政府はとうていわれわれが考えた場合に手の届きそうもないような目標を掲げて、需要がどのくらいある、この需要というものは私たちが考えた場合には、これだけ伸びるかどうかということに何ぼそるばんをはじいてみても自信がない。そういう大きな高い目標に需要というものを、または増産というものを考えておるならば、当然これは相当安くしなければそれだけの需要まで達することができない。安くなるようだったら生産制限をするということになる、それだけの増産ができない。こういうジレンマに陥って、おそらく政府が目標としておるような増産と引き下げというものがお互いが制約をせられるようなことになるのではな

○片島委員 炭価の買上げをやる場合に、この法律によりまして、申し入れと報告という二つになっておるのであります。申し入れがなければもちろんやらない。しかし申し入れがなくても報告という手があります。報告というのは非常に重要な意義を持つておるものであって、結局強制というような形になつてくるのではなからうか。これはなかなかおどし文句にいうのではありません。お前たちは一生懸命やらなれと報告がくるぞ、こういうことをやらねば一カ月分の香典料で首になるから、報告が来ぬように一生懸命がんばらなければいかぬということ、自然そのしわ寄せが労働強化というような形になつてくる。この報告がくるとい

うことは、政府がこれをやるだけの決意がある、必ずやるというのほすに御発表の通り三百三十ばかりの炭鉱について買い上げ対象を考えておられるし、買い上げ価格についてもすでに御説明になっておりますし、また全体の買い上げにどれだけの経費がかかるかということもちゃんと計算をしておられるということになりますと、申し入れと勧告というこの二つを区分けして――まだ皆さんにははっきりしておるかどうかわかりませんが、申し入れと勧告を合計した三百三十炭鉱というものについてはすでにリストができておるはずである、リストができておらなかったならば、三百三十でございませぬ、トン当りは幾らでございませぬ、所要経費は幾らでございませぬということ

は言えないはずである。そうしてその三百三十炭鉱のうち、おそらくなんぼだけは申し出があるであろう、申し出のないやつはなんぼ、その炭鉱については勧告をやる、こういうふうな考えはないと、三百三十炭鉱、トン当り所要経費幾らという計算が出てこない。このリストができておると思うのであります、いかがでありますか。

○石橋國務大臣 買い上げには勧告するつもりはありませぬ。全く業者の申し出によってのみ買い上げるわけでありませぬ。ここに出ております三百万トン、三年間に買い上げというものは、われわれが専門的に一応炭層とか、いろいろの条件の上から計算をしまして、このくらいのとこが申し出をしていく炭鉱になるであろうという想定のもとに計算をしたのでありませぬ、どここの炭鉱を買い上げるといふ計画を立てておるわけじゃないのでありませぬ。

す。いろいろの物理的条件から計算しておるだけでありませぬ。
○片島委員 それはそれでよろしいが、それにいたしまして、三百万トンというものを買い上げ以上は、やはり品位、コスト、出炭量、こういう基準に基いて技術的に計算をせられたらいいならば、やはりどこどことどこ、こういうふうに出てこないか、そういう数字は出てこないかと思ふのでありませぬ。リストを作つて見なければ計算は出てこない。目をつむれば日本の炭鉱というものが頭に浮かんできて、あそこの品位はこのくらい、コストはこのくらい、出炭量がこのくらいだから計算をして見ると三百三十万トンになる、こうなつてこなければならぬ。そうすると地図が描かれて、リストが出てこなければならぬと思ふのでありませぬ、それがわかればぬまにどうして三百三十万トンということが出てくるのでありませぬか。

○齋藤(正)政府委員 これは大臣からも御答弁申し上げましたように、炭鉱の申し出によって買うわけですから、だれが申し出るかわからない。従つてリストの作りようがないわけではあります。ただ大体三百万トン程度の能力のものを買い上げようということ、それからそれが合理化にどの程度の効果をもたらすかを見るために、その買い上げされるものが平均どのくらいの能率のものになるであろうかということも計算いたさなければなりません。また失業対策の關係から、大体どのくらいの労働者が地区別に出来るであろうかということも計算する必要があると思ふので、その限度において大体平均的なもので地区別にこの程度になるといふことを計算して、今

の買い上げによりませぬ所要経費なり何なりを出しておるのでありませぬ。
○片島委員 これは何回も言つていたのでは時間がかかり過ぎないから、発表ができません。買わないでよろしい、申し出がなければ買わないのだから、幾らになるかわからないというなら三百万トンになるか、六十万トンになるか、八十万トンになるかそれはわからないわけではあります。あなた方は何か使わなければ三百三十万トンというものは出てこない。大かた申し出があるであろうと考へたところのあなた方の想定したリストがあるかどうか、それを伺いたたい。

○齋藤(正)政府委員 今も申しましたようにわれわれの計算は、大体的な買い上げの對象になる分について、平均的な能率なり炭価なりをベースとして計算してございませぬ。具体的に個々の山うふうなリストは作つておりませぬ。
○中崎委員 議事進行について……

ただいまの片島君の発言はきわめて重要な問題だと思ふので、ことに人員が五万七千名であり、およそ買い上げるところの炭鉱を三百三十万トンを目標にして、一トン当りの炭価を算して、金利を下げ、それでなんぼ割り当てて、業者がなんぼの炭価でセーブして、それで払うという一つの計画を立てられておる。そういうふうな計画が立てられて、どういふ炭鉱が買いつぶされるのか、それからその従業員はどうなるのか、その地方における経済はどうなるのか、これはきわめて大きなところの関心の的でありませぬ。それをただ漫然と、今日まで石炭行政がどう行われ、現在炭鉱がどういふ情勢にあるか、個々の炭鉱がどういふ方向にある

かわからないままにこの案を立てるわけがない。この量要なる資料を出さなければ、議事をこのまま進行しても意味がないので、暫時休憩をして、政府側において十分協議してもらいたいと思ひますが、いかがですか。
○齋藤(正)政府委員 再度お答えいたしましたように、買い上げは希望によるものでございませぬから、具体的にこの山というふうな計画を立てようといふたし、またわれわれがたとえ立てましても、それは実際に実施する場合には相当遅つてくるということは当然われわれとして予想しなければならぬ。ただ大体三百三十万トン買い上げます場合は、それに該当する能率なり品位なり、そういう買った買い上げの法に予定してあります条件に該当するものがこのくらいあります。そのうちで大体……(中崎委員)へ理屈を言つてもだめだ」と呼ぶ)どういふふうになるかといふことを計算して、それで失業対策の人員を出したわけでありませぬ。
○中崎委員 何を言つておるのかかわらない。君、三百三十万トンという案があるから出てくるのだ。現実には希望者があるかないかという問題ではない。三カ年間にこういふ問題ではない。三カ年間にこういふ問題があるはずだ。だれかという君たちの案があるはずだ。それを出せというのです。でたかめを言つては、しようがないじゃないか。
○山手委員 長代理 中崎君に申し上げますが、政府側にはその案はないというのです。

「中崎委員」ないということはない」と呼ぶ) リストはそれはないかしらぬが、しかし買い上げについて、先

ほだから大臣が説明されたような基準はあるわけです。あなた方が考へたのは、これより多いということには前に説明されておる。申し込みをわれわれが受け入れるのは三百三十万トンくらいであるが、あなた方の予定してある基準はもっと多い、基準に当てはまるか当てはまらないかによつて、あなた方は買い上げをやるかやらぬかを決定するのですから、それではその買い上げ炭鉱の基準だけをここで明らかにしていただきたい。
○齋藤(正)政府委員 これは法律によりまして、買い上げの場合の基準は、審議会できめなければならぬことになつておるわけでありませぬ。その原案としてわれわれが考へておりますのは、大体出炭の能率と出炭の品位との二つを基準にいたしまして、能率が大体合理化目標の七〇%未満のもの、それから出炭品位が合理化目標の九〇%未満のもの、その二つの条件の組み合わせに該当するものが買い上げの對象になり得るものというふうに現在のところ考へております。

○片島委員 品位、コスト、出炭量、こういう三本立によつてあなたたちは考へられておると言われましたが、これでは品位と能率だけしか言つておられないのでありませぬ、出炭量についてはどういふふうにお考へてですか。
○齋藤(正)政府委員 出炭量については全然別におわれわれの方としては差別待遇をする考へ方はいたしません。従つて大炭鉱でも小炭鉱でもこの基準に該当するものにつきましては買い上げをいたす考へ方でありませぬ。
○中崎委員 今のような重要な問題を、これでは首を切られる連中には実

かかわらないままにこの案を立てるわけがない。この量要なる資料を出さなければ、議事をこのまま進行しても意味がないので、暫時休憩をして、政府側において十分協議してもらいたいと思ひますが、いかがですか。
○齋藤(正)政府委員 再度お答えいたしましたように、買い上げは希望によるものでございませぬから、具体的にこの山というふうな計画を立てようといふたし、またわれわれがたとえ立てましても、それは実際に実施する場合には相当遅つてくるということは当然われわれとして予想しなければならぬ。ただ大体三百三十万トン買い上げます場合は、それに該当する能率なり品位なり、そういう買った買い上げの法に予定してあります条件に該当するものがこのくらいあります。そのうちで大体……(中崎委員)へ理屈を言つてもだめだ」と呼ぶ)どういふふうになるかといふことを計算して、それで失業対策の人員を出したわけでありませぬ。
○中崎委員 何を言つておるのかかわらない。君、三百三十万トンという案があるから出てくるのだ。現実には希望者があるかないかという問題ではない。三カ年間にこういふ問題ではない。三カ年間にこういふ問題があるはずだ。だれかという君たちの案があるはずだ。それを出せというのです。でたかめを言つては、しようがないじゃないか。
○山手委員 長代理 中崎君に申し上げますが、政府側にはその案はないというのです。

「中崎委員」ないということはない」と呼ぶ) リストはそれはないかしらぬが、しかし買い上げについて、先

かかわらないままにこの案を立てるわけがない。この量要なる資料を出さなければ、議事をこのまま進行しても意味がないので、暫時休憩をして、政府側において十分協議してもらいたいと思ひますが、いかがですか。
○齋藤(正)政府委員 再度お答えいたしましたように、買い上げは希望によるものでございませぬから、具体的にこの山というふうな計画を立てようといふたし、またわれわれがたとえ立てましても、それは実際に実施する場合には相当遅つてくるということは当然われわれとして予想しなければならぬ。ただ大体三百三十万トン買い上げます場合は、それに該当する能率なり品位なり、そういう買った買い上げの法に予定してあります条件に該当するものがこのくらいあります。そのうちで大体……(中崎委員)へ理屈を言つてもだめだ」と呼ぶ)どういふふうになるかといふことを計算して、それで失業対策の人員を出したわけでありませぬ。
○中崎委員 何を言つておるのかかわらない。君、三百三十万トンという案があるから出てくるのだ。現実には希望者があるかないかという問題ではない。三カ年間にこういふ問題ではない。三カ年間にこういふ問題があるはずだ。だれかという君たちの案があるはずだ。それを出せというのです。でたかめを言つては、しようがないじゃないか。
○山手委員 長代理 中崎君に申し上げますが、政府側にはその案はないというのです。

「中崎委員」ないということはない」と呼ぶ) リストはそれはないかしらぬが、しかし買い上げについて、先

かかわらないままにこの案を立てるわけがない。この量要なる資料を出さなければ、議事をこのまま進行しても意味がないので、暫時休憩をして、政府側において十分協議してもらいたいと思ひますが、いかがですか。
○齋藤(正)政府委員 再度お答えいたしましたように、買い上げは希望によるものでございませぬから、具体的にこの山というふうな計画を立てようといふたし、またわれわれがたとえ立てましても、それは実際に実施する場合には相当遅つてくるということは当然われわれとして予想しなければならぬ。ただ大体三百三十万トン買い上げます場合は、それに該当する能率なり品位なり、そういう買った買い上げの法に予定してあります条件に該当するものがこのくらいあります。そのうちで大体……(中崎委員)へ理屈を言つてもだめだ」と呼ぶ)どういふふうになるかといふことを計算して、それで失業対策の人員を出したわけでありませぬ。
○中崎委員 何を言つておるのかかわらない。君、三百三十万トンという案があるから出てくるのだ。現実には希望者があるかないかという問題ではない。三カ年間にこういふ問題ではない。三カ年間にこういふ問題があるはずだ。だれかという君たちの案があるはずだ。それを出せというのです。でたかめを言つては、しようがないじゃないか。
○山手委員 長代理 中崎君に申し上げますが、政府側にはその案はないというのです。

「中崎委員」ないということはない」と呼ぶ) リストはそれはないかしらぬが、しかし買い上げについて、先

かかわらないままにこの案を立てるわけがない。この量要なる資料を出さなければ、議事をこのまま進行しても意味がないので、暫時休憩をして、政府側において十分協議してもらいたいと思ひますが、いかがですか。
○齋藤(正)政府委員 再度お答えいたしましたように、買い上げは希望によるものでございませぬから、具体的にこの山というふうな計画を立てようといふたし、またわれわれがたとえ立てましても、それは実際に実施する場合には相当遅つてくるということは当然われわれとして予想しなければならぬ。ただ大体三百三十万トン買い上げます場合は、それに該当する能率なり品位なり、そういう買った買い上げの法に予定してあります条件に該当するものがこのくらいあります。そのうちで大体……(中崎委員)へ理屈を言つてもだめだ」と呼ぶ)どういふふうになるかといふことを計算して、それで失業対策の人員を出したわけでありませぬ。
○中崎委員 何を言つておるのかかわらない。君、三百三十万トンという案があるから出てくるのだ。現実には希望者があるかないかという問題ではない。三カ年間にこういふ問題ではない。三カ年間にこういふ問題があるはずだ。だれかという君たちの案があるはずだ。それを出せというのです。でたかめを言つては、しようがないじゃないか。
○山手委員 長代理 中崎君に申し上げますが、政府側にはその案はないというのです。

「中崎委員」ないということはない」と呼ぶ) リストはそれはないかしらぬが、しかし買い上げについて、先

際たまたまないので。もう一つは、どういふふうになるのかということの目標なりあるいは腹のきめ方です。引導を渡すには渡しようがある。そういうふうなものについて、たとえ九州地区ではどうか、畿内地区ではどうか、山口県の地区ではどうか、北海道地区ではどうかというくらいのことでもせめて示してもらわなければ議事進行上重要な問題は私たちは検討できないのであります。その意味においてまず政府が確信のないところの意見をこの際伺っても仕方ない。あらためて資料として出すなり何なりということ、議事進行に対して私たちはこれ以上協力するわけにいかないということをはっきりしておきます。

○齋藤(正)政府委員 今中崎委員の御質問にございました失業対策の問題につきましても、大体現在のわれわれの予測によりますれば、地区別によらずの数字になるかという問題は本会議で労働大臣からはっきりお答えしてございますので、この点につきましては——ただし今申しましたようにこれはすべて個々の炭鉱について確定したものでございませぬので、一定の基準に従って計算したものでございませぬからこまかき点までその通りになるかどうか別にいたしまして、われわれが現在予想し得る限りでは大体地区別にこうなるのだという数字は本会議で労働大臣から説明になりました。労働省にそれに基づいて失業対策を立てていただくようにお願いしてございます。

○片島委員 その大体の買上げの基準というものに該当するものは相当多いということばかり切ったことであ

りますが、その基準に該当するものの中から約三百万トン、こういうことになるわけでありませぬ。そうしますと三百万トンの場合にはこのくらいの失業率が出るということが言われておりますが、その基準に合致する全炭鉱、七百七十八、八百八十八という炭鉱について、これが適用せられるということになった場合には、どのくらいの首切りが必要になってくるのでありますか。

○齋藤(正)政府委員 今のわれわれの計算の基準と申しますか、その全部について調査がございませぬので、それについて大体このくらい、三百万トン程度、合理化系統の面と資金の面からと、両方の面からこの程度の目標ということになっておりますので、大体その目標程度のものが整理された場合にどのくらいになるかということ計算いたしましたして本会議にも御答弁したわけでございます。その基準に該当するもの全部について詳しく調べたものはございませぬ。

○片島委員 それはあなたの方は逆だ。その基準に該当するものが先にわかってから、その中から三百万トンとこうなつた場合に、その基礎から、基準から初めて今度の首切りという数字が出てくるのであるから、初めに枝葉の方から人間が出てきてから元の方がかつてからという答弁はでたらめだ、しかしそのやつはあなたの方が資金がないからそれだけのものは買わぬということがきまっておれば首も切られないうこと、その点は特に追及しようと思いません。

ますが、離職金の一月分以外には規定はないけれども、この未払い賃金とあるいは退職手当とかいうものはどういふふうになるのでありますか。

○齋藤(正)政府委員 未払い賃金につきましては法律の規定によりまして代位弁済という形で先に支払いをいたしておきまして、炭鉱の売却代金を支払う際に相殺によって差し引いて決済するというふうにいたします。それから退職金につきましてはこれはすでに民法その他の法律上の取扱いも未払い賃金とは取扱いが別になっておりますので、これにつきましては法律上のこのいう制度はございませぬ。しかし実際に炭鉱を買上げます場合に、炭鉱の経営者と労働者の間に紛議が起りました場合には、買上げが円滑に参りませんので、そういう紛議なしに話のついたものについて順次買上げをいたすという考え方でございませぬから、その際に経営者と労働者と十分話し合つて、金額なり確保の方法なりについて話し合ひが済んだものについて実際問題としては買上げるといふことになると思ひます。

やらなければならぬと思ふのであります。これが片手落ちではありませぬか。

○齋藤(正)政府委員 今私がお答えいたしましたように、未払い賃金と退職金とは、他の権利に対する優先権の取扱いにつきまして法律上の取扱いが違つております。従つてこの法律でも法律上の取扱いは差別をつけなければなりません。実際上の問題としては紛議が起るような場合には買上げができないということになりますので、経営者の方としては今お話のように話し合ひの労働協約で退職金がきまつていふものにつきましては、その額を基準にして支払わなければおそれる組合との話はつかないものでありまして、また買上げしてもらえないということになりませぬから、実際問題としてはその面でも解決することになる、こういうようにわれわれは考えております。

○片島委員 次に進みますと労働省に伺いますが、この前炭鉱の整理せられた失業者については配置せられるような、その具体的な案を労働大臣が本会議において答弁をせられておりますが、その配置、すなわち受け入れ態勢はすでに本年度のそれぞれの事業計画において確定しているのかどうかという点が第一点。それとしまして、政府の六カ年計画にもかかわらず失業者はさつぱり減らないで、かえつてふえているのであります。失業対策というものは、炭鉱労働者の今度首になる人よりもたくさんあるはかの失業者というものも考えなければならぬ。そういうものもどちらも失業者でありまして、どちらも職がないのでありますから、それぞれどこに配置をする、

ここに配置をするという総合調整をして失業対策というものを立てなければならぬのであるが、この首切り法案によるところの失業者と、それから一般に今漸増しておるところの失業者とを組み合わせる失業対策というものができっておりますかどうか、これを第二点として伺ひたいと思います。

○江下政府委員 第一点の具体的な計画でございますが、大臣が御答弁いたしましたように、今回の石炭合理化法案の実施に伴います離職者につきましては、特に政府の買上げという行政措置によるものでありますので、従来の失業対策といさか趣きを異にいたしまして、できるだけ恒久的な職場に配置転換をする、こういう方針で考えております。そのためには失業対策事業という従来の事業とは別に、建設的な河川あるいは道路その他の事業を特にこれらに地帯に起しまして、そうしてこれに時を移さず配置転換をしていく。本年度の予定といたしましては四千人をちよつと越える程度でございませぬが、これにつきましては関係各省とも相談をいたしまして、その時期が参りますれば計画を必ず立てまして実施を今何の工事をそれではどうするといふことまではまだきまつておりませぬが、逐次こういう計画を立てて参りたいと思ひます。それから全体の失業対策は、お話の通り確かに今年には昨年以上に失業情勢が悪化するといふふうな予定で私も考えております。そこで予算的にもこの悪化ができるだけ食い止められるようにということで、一般の失業対策事業、特別の失業対策事業、あわせて、従来十七万人の吸

取予定のものを五万人ふやしまして二十万人の吸収予定をいたしました。そのほかに特に失業対策に有効な公共事業、特に道路事業等に重点を置いた予算を編成いたしております。仰せのごとく今後におきましては失業対策事業だけでなく、これらの建設的な事業と総合的に失業対策を実施するという観点で、目下諸般の施策を進めておられるわけでございます。特に労働省に失業対策部を設置いたしまして、今申し上げました各省間の有機的な統合的な失業対策の推進をはかるという目的で、これを行予定にいたしておりますので、失業情勢の悪化ということも言われておりますけれども、できるだけこれを食いとめていくということ、大体私もとしては見通しを立てておる次第であります。

○片島委員 私はそういう計画をいろいろやろうと思っておるというのではなくして、これの受け入れ態勢が、事業計画がもうきまっておるのかどうか。こういうことになった場合は各省に相談をしてできるだけやらせてもらおうというのでは不安でないか。これは長期計画なんです。数年先を見通して石炭の問題だけは非常に先までこまめに計画が立っておる。ところが失業者、離職者についてはそういう計画が立っておらない。やろうと思っておると言うが、これでは不安で仕方がない。一番最初に離職する者の行く先をきめてから、それから石炭のことはあとで考えなければいけません。人間の方が物よりも大事である。あなたの方は今年四千人でそのときになったならば何とか確定するようにしたいと言っているが、もう受け入れ先がはっきりと確定をし

ておるのかどうか。今から出るものについては予算的にも事業計画的にもびしりときまっておるのかどうか。それから各省と相談してやるかというのではなく、その確答をとっておいてからやるのでなければ非常に不安であります。私、私はその点を聞いておる。それから今の漸増する失業者についても、これも何とかやるかというのではなく、これについては労働省はやるかと思っても、あなたのところは予算も持たなければ、一般の産業経済計画の中に首を突っ込んでおらぬから、失業対策をやろうと考えておられるけれども、——びしゃっと人間を入れるところを作っていないか。先に計画を立てていかなければならぬ。物の計画よりも人間の計画を先に作らなければならぬのである。この炭鉱失業者と一般に漸増する者を受け入れる計画が、予算的にも事業計画的にもできておるかどうか。これだけイエスカノーかを御答弁願いたい。

○江下政府委員 具体的にどの河川、どの道路にこの四千人余りの者を就労させるということまでは、まだできておりませんが、しかし、先ほど申し上げましたように、すでに閣議決定をもちまして明確にこれらの炭鉱の離職者に対しては建設的な事業を実施して、これに配置転換をすることというこがきまっております。そこでこれによって各省はすでにこれらの建設的な事業を起すことに同意をいたしております。そこで私ももしまして、各省の同意を得ておるものです。逐次これらの建設的な計画を実施して参る、こういうわけでございます。そこで決して御心配のようない点は、私どもとしてはいいようにいたしたいと思っております。

○片島委員 非常に心配をする。これは全然受け入れ態勢がないので非常に心配をいたします。しかしこれはあなただ方の考え方とわれわれの考え方——人権を尊重しない、物を先に考えて、人間のことはあと回しにするという考え方には反対であるけれども、これは見解の相違であるから仕方がない。時間が少いので最後に——これは自治庁長官に来てもらえばよかったのであります。買上げが炭鉱の所在地の市町村というものが非常に心配をしておる。ここに失業者をどうと出されて、それをどういうふうに出置していかうか。受け入れ先が今聞いたようにはっきりしておりませんか。しばらくの間、政府がめんどうを見らば、そこに失業者がもたらさなくん出してくる。政府でその失業対策を考えてくれぬということになると、市町村はもうえらい難儀な目にあわなければなりません。特に税金などで非常な減少を来たしておる。財源が少なくなったところへ持ってきて、そこに失業者だけがある。これが大へんだというところになって、全国に炭鉱所在地の市町村から非常な陳情が参つておるのであります。この買上げ炭鉱所在地の市町村に対する政府の御処置はどういうふうになつておるんですか。この点は通産大臣から——おそらくこういう重大な問題は、これはおれの所管でないといつて逃げられるわけにも参らないかと思うのであります。いかがでありますか。

○石橋国務大臣 その通りであります。が、実はこの法案を成立させて実行することが市町村を救う一つの道であると考えておられます。その買上げを希望しなければならぬような炭鉱は、このままにうちやうちやうちおけば、自然に失業者が起つて非常に困難だ、租税を取らうにも取れないというふうな状況に陥りつつある程度市町村の救済にもなると思つておられる。しかし昨日も労働委員会と共同の委員会で御質問がありましたから申し上げたのであります。私、それはこの法案を実施したために市町村に特に打撃を与えるとは私は思いませんが、しかし市町村が……(ここでどうして反対をするのだ)と呼ぶ者あり)それは心配するからであります。心配すればこれは切りがないのであります。ですからほんとうに市町村が困られるということならば、これは別に一つ考へることになりましょう。

○片島委員 これで打ち切りますが、あなたのところにもたくさん陳情が来たはずだと思つておるのです。そして、市町村を預かつておる人たちが、から心配するようなことはない、やはり今までも非常に心配にひびきつるならば、何か恒久的なおしやるならば、それはあなたの言うことは、あるいはいかに申しませんが、この合理化法案が非常にスムーズに参りました。計画通りにすつと行けばいいかもしれぬが、少くとも私は、暫定的には、市町村は相当こたえるのじやないかと思つておる。非常にたくさん資料が来ておりますが、私もまだ読みきれないくらいであります。これが全部願慮せられないで、そして大臣のように、これを作る

とすることが市町村を救う一つの方法である。至つては、これは私は大へんな考え違いじゃないかと思つておる。何らかの措置を考えてもらわなければならぬ。しかし考えて行われぬということになれば、私たちが所在の市町村当局と共同闘争をやつて、この法案の審議に當つて、今後また政府の方に質問を続けていきたいと思つておる。

○山手委員 代理 次は淵上房太郎君。
○淵上委員 この機会にもう一度お尋ねをいたしたいと思つておる。合理化法が目的を達成するためには、予定された合理化作業が各面とも円滑有効に運営されなければならぬことは申し上げるまでもありません。こういう意味からいたしまして、私は租賦権の問題につきまして、この機会にもう一度お尋ねしたいと思つておる。法案三十三条によりますれば、探掘権者の鉱業施設と租賦権者の鉱業施設は買収されることになつておる。それから事業団の業務の第一に、探掘権の買収というものがあつておるが、租賦権に対しては補償の道が何ら考えられていない。申し上げるまでもなく、租賦権というものは一つの財産権であります。しかしして租賦をやめる場合には、放棄料として、鉱業法八十二条によりまして、放棄料を六カ月分です。放棄料を払わなければならぬ、そういうことになつておる。もし租賦権が買収されて租賦権が消滅した場合には、その立ちのき料を払わなければならぬが、何ら補償されないのである。この合

理化作業が運営できなくなるおそれがあるのじゃないか、かように私は思うのであります。仄聞するところによりますと、石炭局では、初めは鉱業法八十二条の規定により、租鉱料に相当すべき金額を租鉱権者に払うという案があったようでありましたが、最後の出したこの法文には、租鉱権に対する補償というものは全然書いてない、何ら言及されておらぬのであります。

御承知のように、昨年の六月現在では、全国の炭鉱六百九十一のうち、租鉱区で出炭している炭鉱租鉱区というものは、二百三十四鉱ありまして、大体三四割の割合を占めておるのであります。もつとも出炭量は非常に少い。月産全体で三百六十四万二千トンのうち、租鉱出炭は二十万七千トンであります。ただいま申しますように租鉱権という財産権が消滅するものに対して、しかも放棄料を鉱業権者に払わなければならぬ立場に立つのであります。これを対して何らの補償をしないということになります。ば、おそろく買上げ希望も出てこないようになるのじゃないか。そうなれば、予定された合理化作業の一端に破綻を来たすおそれがないでもない、私にはかように思っております。石炭局では、当初補償をするという案でありながら、ここに最後のこれをお説明願いたいと思っております。

的は、これによりまして恒久的に石炭の生産能力を圧縮するということが目的でございます。従って租鉱権者の施設を買上げました場合には、当該租鉱区について二度とそこに租鉱権の設定をしないという約束を鉱業権者に取りつけてもらう必要があるわけでありまして、もしそういうことをやるおそれとしますと、これは鉱業権に対する重大な制限になりますので、当然その鉱業権者に対して租鉱権の放棄料というものを支払わなければならぬということになります。しかもそれが、別に期限もございませぬので、算定も困難であります。また非常に矛盾することにもなるわけでございます。従って租鉱権者の施設を、鉱業権とは切り離して買取するということは、今のような法律的な観点からどうも適当じゃないというふうに考えたわけでございます。ただこれは、鉱区はもろろん分割することが可能でございます。従って、もしそういう租鉱権を恒久的に設定する必要がある、それに同意できるような場合でございませぬれば、それは当然鉱区を買上げることについても、鉱業権者が同意を与え得る場合であり得るから、その場合には鉱業権者と租鉱権者がおのおのの同意をして、租鉱権については取りやめ、鉱業権者についてはその鉱区を買上げるといふことになり得るのではないかと。従って租鉱権と申しますか、租鉱権者の施設だけを単独に買上げることになりませぬ法律上の難点を、実際上は大半防ぎ得るのではないかと。この点がわれわれの考え方でありませぬ。なおお尋ねの租鉱権の補償料というふうなものを考えたらどうかということでございますが、こ

れは租鉱権者が契約期限の前に一方的に租鉱権を放棄いたします場合には、六カ月の租鉱料を支払う必要があるわけでございますが、今申し上げましたように、租鉱権者の施設を買います場合には、鉱区と同時に買上げる場合に限りませぬので、その場合には、従って鉱業権者の同意が当然得られておらなければならぬはずでございます。従って実際問題としては、この租鉱権の放棄料を支払う必要がないと考えられます。それ以外に租鉱権というものは一種の財産権であるから、その分についてもある程度見るべきではないかと、こういうお話のようでございます。が、これは鉱業法の規定によりまして、租鉱権は相続等の一般承継の場合以外は譲渡の対象にならないという、私権といたしましては、鉱業権に比して非常に不完全な権利でありますので、こういうものについて補償をするということとはどのようなものであるか、ほかの権利とのバランスの関係から見ましても、ちよつと適当じゃないのじゃないかと考えられます。またこういうものについて評価も非常に困難な面もございませぬので、一応補償の対象から除いた次第でございます。ただこれは、事前に租鉱権者が権利を放棄いたします場合に、鉱業権者の鉱区が買上げられる場合であります。従って鉱業権者の方から、むしろある程度、鉱業権者と租鉱権者と話し合ひまして、その間に適当な解決をつけるというふうなことは十分実行できることじゃないかと。十分実行できることじゃないかと。十分実行できること

ることをお調べになったかどうか知りませんが、譲渡が本質的にできないものであるということばかりでした。しかし譲渡できないから財産価値がないということじゃないと思ひます。租鉱権を失った場合の補償が法案に書いてありませんが、現実にはたゞいまお話のように、鉱業権者から鉱業法八十二条による放棄料を取ることを免除してもらおう、これは事業団から実際に相談して免除してもらおうという方法を講ずることが必要ではないか。もう一つは法律になくても、事業団の経費の中から補償の意味で払うこともできないことはないと思ひます。が、この点に対してこの機会にぜひ伺つておきたいのであります。それは実は御承知のように筑豊地方は非常に古い炭田地帯で、かつ小さい炭鉱が多く、しかもその大部分が租鉱区なのです。先ほど申しますようにこの合理化操作を確実に健康に具現していこうというためには、相当考えてやらなければならぬ。現在その地方では相当騒いでおるのであります。が、何らか行政措置をお考えにならなければならぬと思ひます。そういうことをやっていますか。この点に対してはどうお考えですか。

○齋藤(正)政府委員 買上げの希望申し入れた買上げの対象になりませぬような租鉱権の場合におきましては、おそろく十分なる租鉱料も支払うことができないという場合であろうと思ひます。そういう場合に鉱業権をその鉱区につきまして相当の価格で事業団が買上げるわけでありませぬか、これは鉱業権者が租鉱権者に対してある程度の財政上の援助と申しますか、しかるべき話し合ひをするということも適当なことではないかとわれわれは考えます。お話のように、特に九州地方あるいは常磐地方というふうなところは租鉱炭鉱がたゞさんございまして、そういうものうちで整理基準に該当するものについて買上げるといふことは適当な措置でございます。買上げを促進する上で必要な場合には、事業団なり地元、その他の局長なりがそういう面についてできるだけあつせんするということにはぜひわれわれはやりたいと思ひます。

○山手委員 長代理 次は中崎敏君。○中崎委員 石炭業界の今日の混乱は政府の側においても相当大きな政治的責任があるというふうに考えられるのであります。これに対して通産大臣はどういうふうに考えられるか。もちろん経済界全般として少数の例外を除いて概して不況なのであります。ことにある意味において石炭業界は混乱しておるといふことが言えるのであります。そうしたような事態に立ち至らしたことに、これは政府の側においても相当政治的責任を感じますと思ひますが、この点一体どういふふうに思ひ

てある程度の財政上の援助と申しますか、しかるべき話し合ひをするということも適当なことではないかとわれわれは考えます。お話のように、特に九州地方あるいは常磐地方というふうなところは租鉱炭鉱がたゞさんございまして、そういうものうちで整理基準に該当するものについて買上げるといふことは適当な措置でございます。買上げを促進する上で必要な場合には、事業団なり地元、その他の局長なりがそういう面についてできるだけあつせんするということにはぜひわれわれはやりたいと思ひます。

○山手委員 長代理 次は中崎敏君。○中崎委員 石炭業界の今日の混乱は政府の側においても相当大きな政治的責任があるというふうに考えられるのであります。これに対して通産大臣はどういうふうに考えられるか。もちろん経済界全般として少数の例外を除いて概して不況なのであります。ことにある意味において石炭業界は混乱しておるといふことが言えるのであります。そうしたような事態に立ち至らしたことに、これは政府の側においても相当政治的責任を感じますと思ひますが、この点一体どういふふうに思ひ

てある程度の財政上の援助と申しますか、しかるべき話し合ひをするということも適当なことではないかとわれわれは考えます。お話のように、特に九州地方あるいは常磐地方というふうなところは租鉱炭鉱がたゞさんございまして、そういうものうちで整理基準に該当するものについて買上げるといふことは適当な措置でございます。買上げを促進する上で必要な場合には、事業団なり地元、その他の局長なりがそういう面についてできるだけあつせんするということにはぜひわれわれはやりたいと思ひます。

おる、ところが中小炭鉱側になるとほとんど恩恵が受けられない、不公平な立場に立つて競争をしいられておる、そこで中小企業者が販売をしておるといふのは、行き詰まってどうにもしようがない、金融の面で参つたのだ、それだからそういうものに對してはもう少し国家的に、まず金融の道をつけてやる、そうしてこれが對等の立場に立つて競争し得るような、そういう政治が行われなければならない、たとえ最近においても北海道に行つて実情調査をして参つたのでありますが、まずこの中小炭鉱というものは大筋筋に比べてコストが非常に安い、その安いコストをもつてなぞ中小炭鉱が次から次へとつぶれていかなければならぬか、ここに政治的の負担があり、一つの計画的な中小炭鉱をつぶそうというふうな――まあ計画でもないのだから、そういうふうな結果に陥るといふことになるわけなんです。そこでまず第一に政府の方では――この法案が実施されてもあすからすぐ出発して理想的な状態というものはとてもできるものじゃない、あらゆる施策が並行的についていって初めてまともなものでありますけれども、その間において次から次へとつぶれる炭鉱が出てくる。そういうようなものに対してはやはり依然として目をおおつて、そうして大きな炭鉱の抵抗のような名前において資金でも出すような考え方を持っておるのかどうか、そこを一つお聞きしたい。

炭鉱を持つておるところに限られるかもしれないけれども、しかしそのほかの機械化というものはある程度の物理的条件を持つておればできるのではありません。そういうところには十分資金を出し合理化をさせる、そういう考えであります。今までも――きのうも質問が出たので局長から答弁をされたのでありますが、大体出炭量に應じたように資金は出ております。決して中小炭鉱を特別にないがしろにしたという事はないと思ふ、あとは信用の問題でありますから、市中銀行等の関係はまた別であります、国家としては今まで中小炭鉱に決して特別な冷遇をしておると私は思いません。それより最近においては、中小炭鉱に對して十分とはいかぬのが残念であります、とにかく心配はしておる、しかも實際はつぶれるのは大炭鉱の方が先につぶれるだろうというふうなことをいわれるほど大炭鉱が窮境にあると私は思つております。

○中崎委員 たとえば北海道においては、あの全体の中小炭鉱の急場を救うために、一億五千万円の預金部融資を、石炭局並びに大臣の方へは通じておると思ふのだが、それが一応方針として承認された、ところがそれから先の大蔵省とのその後における話し合いがつかなくつたのか、あるいはさらにそのほかの方面に産業政府資金を回すのに急いで、ついそうしたような方針を急に變えていかなければならぬ。なつたのかどうかかわらぬが、北海道全体の中小炭鉱の急場を救うために通産省の方から一応承認された、そういう方向に進められたその問題が今に解決しないために、ますます窮地に迫り込まれた。言いかえればこうした急場を救う資金も出されてない、何十何百かしなければならぬ、そういう中小炭鉱を救うために一億五千万円の金も出されてない。こういう状態を見たときに、政府の方でやるやるといふもかけ声ばかりで、われわれは納得がいかない、そういうふうな問題を今後どうするか。それからたとえば中小炭鉱においては、石炭を売るところの適当なルートがないために、大きな財閥的な事業の系列的な方面に石炭が優先的に買上げられるために、一トン当り千五百円ぐらゐの、大手炭鉱よりも安い値で現実に投げ売りをされておるといふ実情である、こういうふうな状態をもつて、炭鉱が続くはずがない、何ゆゑそんな状態を放任しておるか、現実には中小炭鉱といつても月産三万トンや五万トンも出得るところの相当近代化された中小炭鉱もある、機械設備の問題じゃない、現に金融に困つて無理して売らなければならぬという実情に追いつかれておる。そういうものを放任しておいて、こういう法律を作つて、やたらにつぶしていこうという反動的な法律にはわれわれは賛成できない。だからそういうふうな急場をどうして救うのか、また優良な炭鉱でさえもなおかつ整理していく考えがあるのか、そこをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 民間の資金は言うまでもありませんが、国家の資金といえども救済資金でただやるわけにはいかない、やはり融資する場合は、融資するだけの手続をしなければならぬ。それで保証でありますとか――福岡では現に県会でも県としても融資保証をする、そこで国家の保証と両方合せて九割程度の保証ができるようになり、またから、そういうことで資金を流すことにいたしてあります。同じように、ほかの地方でもやつてもらいたいといつておりました、今詳しいことは必要があれば石炭局長から申しますが、北海道の方はそれができないやうで、まだもたもたしておるというのではなはだ残念でございますが、今促進をするように努力はいたしております。

○中崎委員 炭鉱については金融と販売とがちょうど車の両輪みたいなものになつておる。一面において金融が苦しくなれば安く投げるよりほかになつてくる。そうして、増産々々もけつこうですが、やたらにそれをやる、やはり値段が下つていって苦しむなる。そういうふうな状態にあるのだから、まず金融と販売の關係は車の両輪のごとくに進めてやつたらい。その上に立つて、君たちの炭鉱において過去の実績はこうである、そうして能力はこの程度である、そこでこの程度の操短をやつたらどうかというやうな、そういう態勢を作り上げていって、なおかつ及ばない、どうにもならないといふことになればこれは何をか言わんやです。そういうやうな努力がどこにもされてない。そうしていたずらにたやすい道を選んで、わずかのスズメの涙みたいな炭鉱資金をもつて、そうしてしかもそれは国民の膏血の上には作り上げるといふ、こういう行き方にはわれわれは賛成できない。であるから、こうした法案を出す前に、もう少し政府は腹を据えて、ときには大蔵大臣も踏み破つて、正しい前には堂々として――河野農林大臣は相当よくはあの人政治力を買つておる。石橋さんはなかなかいいところもあるのだけれども、ときには非常に弱いのがないかというふうな感じを持つておる。これは大蔵大臣は幾ら鼻の柱の強い、日本銀行では法王であつたかしらなことが、国会や国の中核ではそういうことは考へていない。だからもう少し腹を据えて、ほんとうにこの事業を何とかしてやるべきであるという考への上で立つて、どんでんこれを破つていくだけのあなたは腹がまえを持つてほしいと思ふのだが、その点をまず納得のいくやうにお願ひしたい。

○石橋國務大臣 今申し上げましたやうに腹があるのかかわらぬ、ただ金を出すというわけにはいきませんので、出すには出すやうな仕組みにいたして出さなければ、ただ救済してやるわけにはいけません。ですから、その点が組織ができませんればそれは金を出すつもりでおります。それから、それにつけてもやはりこういう法案がありまして、これが裏づけになつて初めてそういうこともやりよくなるのだと私は考へております。今のままでこれをやるといふことも、これは単なる救済資金をとめなく出すといふやうなことになるがちなから、それでは困るわけがあります。

○中崎委員 どうも救済資金という考へ方は、石炭業界を現在のまま放任しておいて、そうして現在の不安定な状態において金を出さない。だからして私が言うやうに、一面において金を出せよるやうなベースに持つてくる。販売機構も、生産についても相当政府の方で計画的に適當なる指導をやつていく。必ずしもこういうふうな無理やりを買

い上げて六万人に近いような失業者数は単に六万人ではありません。これが家族四人ということになれば二十数万、さらにこれに関連するところの事業というものはほとんど炭鉱町というものはこれを中心にして生きている。それを基本的な炭鉱をつぶされることによつて影響するところの範囲というものは実に廣大なものである。そういうような大きな社会問題を含んだ、さらに大きな政治問題を伴うようなことを、ことさらに簡単に踏み切つていくような、そういう無責任なことでなしに、政府としてはこれに手を戻して、これではいかぬというところまでやつていかなければならぬ。それを今のように販売業者が耳をかきぬといつても、現地側では首を切られるんだから、その前にも一度お前たちは自発的に考え直してみないか、そういうところに政治力をほんとうにやられたかどうか、今後やるという考え方があるのかないのか、これをお聞きいたします。

○石橋國務大臣 それにいたしましたも、この法案が御趣旨のように運営されるものであるから、これがなくてはその運営ができないと考へております。

○中崎委員 どうもこれは法案をどうしても出さなければならぬということをお断りしておられる。もう少し前にさかのぼつて自分たちのやり方を反省してみるのだという考へ方がないからそのなかのだけれども、これはこの程度でおきましよう。

そこでお聞きしたいのであります。けさの公聴会の意見を聞きますと、どうしても三十四年度に四千九百

万トンという生産数字を實現するがために、重油に相当大幅な規制をされる限りにおいてこれは実行できるものではないかという一つの意見があつたのであります。あなたは一休重油に對してどういふ方策をとつて四千九百万トンのところまで持つていくというお考へであるのか、お聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 石炭ができますと、何でも重油を切ればそれでいいように言われますが、そういうものではないと思ひます。むしろ重油も、今度は重油ポイラーの規制によつて規制ができるような立法をお願ひしておるわけでありませう。それによつても少し様子を見たいと思ひます。この燃料エネルギーといふのも、今の状況でいつまでもとまつていくという考へ方も持たないものでありますから、やはり、どれだけ伸びていきますか、なるべく需要を伸ばすようにしなければ、単にこれは燃料だけの問題ではない、日本経済全体の問題としてせひとも伸ばすような方向に持つていきたいのであります。従つていきなり重油を非常に大幅に切つて、そうしてやるということも、これは全体の産業の上から言うて行き過ぎだと思ひます。とりあえず、とにかく重油ポイラーを産業上でできるだけ支障のない限りにおいて規制をいたしまして、それで重油の使用を減らす、そして石炭の需要を増して行く、かような方法をとりたいと思ひます。

○中崎委員 現状によりまして石炭の生産高は四千二百万トンないし三百万トンのものであります。それは三十四年度には約六、七百万トンふえていくというのが現実にあなたたちの計画

の数字に発表されておる。そうすると、重油を大幅に制限しないで、そうしてこれだけの六、七百万トンの需要増加が一体どこから見込まれてあるのか、これを具体的に言うてもいい。ただ机上のプランで、いつでもわれわれはだまされ通して、ただ計画であるということ、過去のことにして無責任にはおこらぬをせられて困るが、一体どういふふうな基礎の上に立つてこれだけの実際の需要増加が見込まれるか、お聞きしたい。

○齋藤(正)政府委員 これは昭和三十四年度におきます産業別の需要の見通しを資料として御配付してございませう。それによつて各産業別にどういふふうな政府が需要を見積つたかということをお願ひしたいと思ひますが、この数字の見積りにつきまして、これが水増ししたものであるかどうかという一つの例をいたしまして申し上げれば、この前御質問がありましたように、電力用炭等につきましては、たとえ本年の見積りで申しましても七百二十五万という非常に内輪な見積りをしておるわけにございませう。それで電力の昭和三十四年度におきます八百五十六万トンという数字は、これは従来の計算によりまして平水ベースで計算いたしましたものより相当低いところに見積つたものである、大体四割程度の豊水があるものと思つて見積つてございませう。そういうふうに全体の計画をいたしましては、経済六カ年計画というものがございませうので、その生産目標をベースにいたしまして、その間にあける原単位の向上というふうなものも十分織り込みまして、その上でなお若干ゆとりをとつて計算してございませう。

す。たとえば重油からの轉換需要につきましても、重油の轉換需要は重油の量で七十万キロぐらいにございませう。石炭の量に直しますれば百二、三十万トンぐらいになるはずでございませうが、このうちで重油轉換の需要として見込んでおきますのは八十七万トンだけでございませう。そのように十分慎重に計算してございませうので、経済六カ年計画が大体あの線に沿つて進行いたしますならば、この程度の需要は十分あるものと思ひます。

○伊藤(卯)委員 関連して……今の齋藤局長の政府の方で作られた三十四年度までの年度別需要計画というものを私は信用いたしますが、それに十分自信を持つて出しておられるのでしうね。——それは法律の条文にこれを保障するというものをなせ得けないものでしうか、それを一つ聞かしてもらいたい。それほど信用があるものなら需要の年度別を十分保障するということが書けるでしう。

○齋藤(正)政府委員 需要の保障というものを法律で書くというものは法律の性質、体裁からいつてもちよつと書けないというふうな考へますので、法律の条文には載せないであります。

○伊藤(卯)委員 それほど年度計画がはっきり確実なものなら、需要の年度別計画というものを何らかの形で保障するということは当然のことじやないか、自信が持てなければこれは書けませぬ。政府が責任を持たなければならぬ。自信が持てるということなら年度の需要計画を何らかの形で保障する、そうして生産もそれに見合う程度にすませう。そうして経済界の変動なり天災地

変で今度増産をする、その場合に政府が責任を持つというものは当然の話であらませぬか、どうしてやりませぬか、それを一つ聞かしてもらいたい、大臣いかがですか。

○石橋國務大臣 なかなかおもしろい御議論ですが、昭和三十四年度において石炭を四百何十万トン使用するということを法律に書くということは、今の日本のには少くも例はございませぬ。ですからそこまできかぬでも、これは今局長が言いましたように、ぜひ内輪の計算になつておりますから、私は自信がないといへば足りない。現にきょうも見たのですが、石油の方から申しますと、この計画では三十五年度には石炭換算で約六百万トンのエネルギー不足になるという調査を出してきております。それだけは石油を入れないければならぬ、これは石油業者からの話でありますから、計算は石油の立場からやつておるのでしうから、ある程度の割引をしなければならぬでしうか、こういうふうな今後のエネルギーの消費というものは、これからなお不景気になり、国民経済がだんだん窮乏して失業者がどんどん出るといふことを予想すれば、エネルギーがどんどん減るからこの見積りでも余つてくるということになるかも知れませぬが、われわれはそうできないのですから、これは一つ超黨派的に経済の振興を大いにはからなければいけない時期だと思ひますから、従つてこの内輪の計算のエネルギーの需要というものは、これだけは必ずあるし、またあらしめねばならぬ、かように考へております。法律に書くことは行き過ぎだと

思います。

○伊藤(卯)委員 石橋通産大臣は、それは法律でやっばりきちんとすべきだというふうなお考えであるように私はこれを拝聴いたしました。それは当然のことです。そうでなければ先ほど中崎君から言われたように、机上の数字ばかり作って、かつて実行されたことではない。民主党の経済六カ年計画の上から作られたものなら、なおさら法律に対する信用、法律に対する權威、鳩山内閣の信用の上からいっても当然作らなければならぬ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そこでこれは大臣もそのような考えだし、今民主党の諸君の方からもそれはそうだといいことであるから、いづれこの法案を最終的に扱りに当って、そういうことが国会できめられるというのであれば、当然石橋通産大臣は賛成であると思うが、そういう場合には御賛成でしょうか。

○石橋通産大臣 何年度に石炭を幾ら使おうという法律を作るとは賛成いたしません。

○伊藤(卯)委員 何年度に幾ら幾らというのではない。いわゆる政府の需要の年度計画を何らかの形で政府が責任をもってやる。そのかわり生産を押し付けていくのです。需要と見合う程度に生産をやらすということのためにこの法案を出してやるのでしよう。そうでなければ、この法案を出した意義がないと思う。需要の年度計画を作る。生産はこれに見合う程度に生産をやらす。そこで今度はもう貯炭ができないようにするのがこの法案のねらいなのです。今後経済界の変動、天災地変が起って、足らぬ場合もあるし、余る場合もある。そういう場合について、政

府はこれらに対する保障を講ずることは当然のことではありませんか。私はそういう意味の法律を、何らかこれを明文化しておく必要があるということをおっしゃるのですが、この点どうですか。

○石橋通産大臣 ここに数字を入れなかったといつて、法律自身がそういう約束をしておられるのです。伊藤君の言う意味が入っておられないということではないのです。何も法律に数字を書かなくても、この法律自身がもうすでにさような約束をしておられるわけですから、御懸念はないものと思えます。

○伊藤(卯)委員 それではまるで御懸念したようなものであつて、解決はしません。今、私のお尋ねしておられることをこの法案の中に含んでおられることをはつきりさせよう。何でできないのですか。われわれは今度ではだましませんぞというのをきちんとすることを反対する理由は何もないと思う。いざれ修正とか何とかが起つた場合に、あなたはこれに文句を言われる論拠はなからうと思うから、あらかじめそういうことをお含みおき下さい。

○中崎委員 私も今この問題に關連しておるのですが、たとえば政府が需給の安定をはかるためにこの法律案を出して、需給の安定をはかる意味において、本格的にその責任を持つのも必要だけれども、具体的には最後はこの計画を進めておるけれども、ストックが計画よりもずつと持たれて、あるいは急に濁水になって石炭が非常に要つて、思わざるにこの不足を来たすような場合に備えるため、ある幅の事務的貯炭を業者に認めさせるとか、あるい

は政府がある範圍において、その貯炭を買い上げについての責任を持つというふうな裏づけがないと完全にならぬ。政府がやり放しに切つて知らぬ顔をするというのではなくて、この実行についても政府が責任を持つという考え方の上には立つた、ある範圍におけるところの貯炭義務と責任を政府が一緒に持つのだという考え方の上に立つて、この法案が考えられなければならぬのではないかと、このことを聞いておきたい。

○石橋通産大臣 政府自身が貯炭を持つというところは、實際問題として困難だと思つておられます。そこで狂いが起るの、多くは電力会社でありますから、電力会社はたとえ豊水であってもある程度の石炭を買い上げる、あるいは鉄道の方面の貯炭を相当にやらせるといふようなことでやつていけるものと思つておられます。政府自身が貯炭を持つというところはできないと思つておられます。

○中崎委員 政府の方におきましては、ある程度の責任を持つという意味合いにおいて、政府自身がかりに持たれない場合においても電力会社に持たせる。これは経済力が余分にある場合にはできる。あるいは一つの販売組織のみたような、あるいは協同組合なり、あるいは大手と中小炭鉱との一つの団体におけるところのプール組織みたいなものを設けて、そこに一定の買い上げという数量を持たせる。それに必要なところの資金については、政府の方々が責任を持つて実行していくのだといふふうなことを貯炭等についても、少くともこの貯炭等についても、い

給責任というものは政府側において持つべきだと思つておられるか、この点については一体どう考へるか。

○石橋通産大臣 それは政治的にはむしろその責任を負わなければならぬ。それにはこの法律のように石炭が価格その他の上においてある程度規制され、安定をすればそういう方策はとりようがございませぬから、これは十分やれると思つておられます。それを政府がこういふ場合には貯炭をするとか、買い上げるとかいうことまで法律に規定をする必要はないと思つておられます。これはまづ石炭界が安定するということからいふべきであらうから、安定をすればその上の需給の調整ということには非常によくやる、かように考へておられます。

○中崎委員 たとえばそうしたようなもの安定のために必要な一定の範圍におけるストックを持つ。それに要する資金は政府の方であつて、それにか責任を持つというところは法律の条文の中にたくさんある。初めてではない。少くともこうした画期的な私有財産を取り上げるといふふうなところまでで、自発的にという形であるけれども、形ではなく率算的にはつぶしてしまつておられる。青息吐息で行き詰まらしておいて、しようがないから買つて下さいというところまで持つてきておられる。そういう画期的な法律であるから、言いかえれば自由主義を根本的に否定した法律であるのだが、それについての裏づけとして少くとも融資についての責任を持つていくという書かないといふのだが、その際においても通産大臣

は責任を持たないのか。

○石橋通産大臣 この法律によつてつづきというのではないのです。ですから無理につづきと申しているわけではございませぬ。實際の今日の石炭業界の事情に合うようにして、それ以上政府が買ひ上げるとか、それ以上政府が買ひ上げるとかいたす場合に資金をどうするかということまで言わぬでも、それは当然必要に応じてやるべきことはやるのでありますから、そこまで心配をされぬでもよいと思つておられます。

○中崎委員 通産大臣は産業合理化促進法という法律の内容を御存じですか。この法律の中には明らかに資金の問題について政府は責任を持つていられる。こういう炭鉱法として重大なる内容を規定する法律案において、そういうことのないのはむしろ不思議だと思つておられます。当然買ひ入れていけると思つておられます。そうすべきだと思つておられます。たゞ電力という場合には書いてあるかどうか知らないけれども、相当大きな金が運用されておられるわけですか。

○石橋通産大臣 この法律の中にも合理化実施計画につきましては資金を政府が確保することに努力するという意味が書いてありますが、今の商品を買ひ上げる資金を確保するということがこれには書いてないわけでありませぬ。○中崎委員 だから合理化のために必要だというのは、言いかえればあなたの方では大きな抵抗を擲るのだという名前、国家の莫大な金をつぎ返さうとされる。そのほかはどういふふうな近代化されるかは知らないけれども、こういうことのために金を出されるけれども、今のような需要計画といかにマッチさせるか。生産計画もけつ

こうでしょう。けれどもほんとうに販売する側においてこれを計画的にやるためには、必要な資金をいかに確保されるかということが結局最後の問題です。その裏づけなくして、この法案というものはたての一面しか見ておられないと思う。だからそういう必要な流動資金についても、やはり政府の側においてある程度の責任を持ち、長期の金でなければ出さぬのか、あるいは短期にしても必要な範囲においては出すような方向にいけるのか。この合理化というものはただ単に炭鉱をどういふように掘り上げるかというのではない。全体の石炭の需給を安定するという石炭界全体、産業界全体の合理化ということなのです。需給というものを一緒に考えてみたときに、そういう必要な資金があれば、たいてい流動資金でも出す考えがあるかということを知りたいのです。

○石橋國務大臣 私はそこまで法律に書いて政府が責任を持つ必要はないと思ひます。これは生産の上において安定をさせる法案でありますから、これによって安定ができる、石炭産業が安定をする、私はこう信じておりますから、それ以上にやれば今度はあなた方の主張されるように石炭の専売でもやるといふことにならなければならぬ。こそまで私は行きたくない。やはり業者の努力によつてもやつてもらわなければならぬ。どこまでも何もかもみな国家がめんどう見るといふことは、われわれとしては行き過ぎだと考えております。

○中崎委員 それでは合理化資金といふのは運転資金は全然含まないというのですか。

○石橋國務大臣 それはむしろ設備資金であります、この出そうといふのは。

○中崎委員 金というものは御承知の通り足があるからどこへでも足がはえて歩くのです。言いかえれば資金の払いが足らなかつたという場合にこの金を使える。言いかえれば全体としてその事業そのものの合理化推進の上に使われるという意味においては、必ずしもこれが流動資金だ、これは何だというふうなことで——たとえば一時的に流動資金にその金が使われるということになる、これは違反だといふのでひどい目にある。政府はそれまで嚴重に取締りをするのかどうか、そのところを……

○齋藤(正)政府委員 現在開発銀行を通じて政府がめんどう見ております資金は設備資金でございます。従つてその設備資金を運転資金に流用するといふことはもちろん認められないこととあります。ただごく短期の間の場合には、資金繰り上これが一時ほかに流用されたかどうかかわからないような場合もあり得ると思ひますが、建前といたしましては開発銀行の資金は運転資金に流用することは認められないわけでありませう。従つて第六条にも「工業に必要資金の確保に努める」といふことで、あくまで設備資金だといふことを明瞭にしていくわけでありませう。

○中崎委員 販賣機構を確立しない限りにおいては石炭の安定は期待できないと思ふ。そうすると、そういういわけば広い意味からする石炭業界におけるところの合理化なんだ。ただ単に掘るといふ、そうした山だけの問題でなし

に、石炭業界全体の安定のための法律だと思ふのですが、一体この法案の本質、ねらいはどこにあるか。ただほんとうに大臣の言われるように掘ることだけをねらうとしたものであるか。もう少し広げたところの需給までも見た安定であるか。需給の計画を策定するとかなんとかいう意味における供給と需要の参考的な資料にすぎないといふのでなしに、もう少しやはり実体を持ったところの、ねらいのあるところの法案だと考えているのだが、一体その点はどうなんですか。

○齋藤(正)政府委員 今大臣からも御説明いたしましたようにこの法律は合理化を最終目的としたのでございませうが、合理化を達成するために必要な限度において安定という問題も考える。そのために生産数量なりあるいは価格なりの制限に関する協定も認めていくわけでありませう。ただそういうやり方で合理化の条件としての安定というものを達成するという前提で考えられます。従来のような運転資金の不足という問題は原則として起つてこないのじゃないかというのが大臣のお話でございまして、われわれもそのように考えている次第でございませう。ただし実際問題になりますと、昨年の暮れからの貯炭融資の場合におきますように、政府がある程度、大手と中小との販賣関係が非常に混乱いたしました際に、政府の方から生産を適当な数量に抑制したらいのじゃないかといふことで、指導もいたしまして、自発的に抑制するということになりましたが、その抑制するためには必要貯炭の融資につきましても、大臣からあつせんをしていただきました。運転資金の

融資をやるわけでありませう。これはこの法律があるなしにかかわらず、そういうことを現にやっておる次第でございませう。その点は特に法律に書く必要はないということをお大臣からお答えした次第でございませう。

○中崎委員 合理化についてただ単に生産部面のみならず、必要に応じては配給部面についてもまた合理化の対象とし、ねらいとしていふことが明らかになつたわけなので、大臣の考へ方が狭かつた、実際に合つてなかつたということが明らかになつたわけな

らでございませう。さてそういうふうになりますと、結局において運用ができるのだというふうなことであるならば、この法律だつてやつぱり運用でやれる場合にはやれる。ことにこれには罰則はない。ナンセンスなんです。これに違反しても何らそれを実行させるところの裏づけのないナンセンスの法律案で、そういうものと行政措置でやるような範囲とは一体どういふように違ふか。こういうことについて私たちは十分に納得がいかない。しかもそういうふうな法律を作るからには、ほんとうの最後のねらいは配給面におけるところの安定である。それが業界の安定であり、同時に経済界の安定だ。ただ安いものを投げ売りして一時的に安いものを消費者が買ったというだけでは問題は解決しない。国民経済全般の姿を見たときに、その法律をうまく運用するというふうなことにそのねらいを置くといふならば、やつぱりその配給面についても相当十分考慮を払っていかねければならぬ。その意味において、きわめてこれは不完全であるといふことを指摘して

おきたいのでありますが、さて次に四千九百万トンの目標達成のためには私は少くとも長期需要面の開拓がなくてはならぬと思ふ。ところがこの点については最近低品位炭の火力発電によるある程度の消化も考えられておると思ふのでありますが、これでも九牛の一毛なのであります。やつぱりあらゆる手を講じてやらなければならぬ。ところが通産行政の面においてはたとえ石炭の液化といふふうな問題が必要であるといふことで、通産委員会においては満場一致で決議されたことある。ところが一体政府はこの問題の

実行のために今日までいかなる努力を払つたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

○齋藤(正)政府委員 今のお話は昨年通産委員会の四千八百万トンの需要確保に関する決議のことをお話してはなないかと思ひますが、石炭の液化につきましては、その技術的な方法は、戦争中にも現にやりましたので、その当時の方法はわかつておりませう。ただその当時及び現在までに研究が、ただその限度におきましては、コストが極端に高くなりまして、とうてい経済的ではない。これは液化をいたします場合には通常石炭を一ペンガス化したしまして、ガス化したものを合成するわけでありませうが、まず第一段階のガス化したガスの値段が現在の重油の値段に比しまして相当高いといふくらいでありますので、それをさらに合

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

わつたか。いやくも国会において満場一致をもって決議されたならば、われわれが国会で幾ら論議してもだめだ。今日まで一体いかなる努力を払いて、いかなる措置を講じたかということとを、一つお聞きしたいと思ふ。

成して液体燃料にいたしますというこ
とになれば、非常に高いものになるわ
けでございます。現在までの実績の研
究では全然経済的に採算に乗らないと
いうことになっております。

○中崎委員 今石炭局長のお説を伺
いましたが、戦争中においてやっただ
かやらぬのだから知りませんけれど、
それからすでに十数年たつておる。い
わゆる科学は日進月歩で進んでおる。
その戦争中の頭をもつてこの国会の決
定を無視して、そうして一方的独善的
な考え方を持っておる。そういうふうな考
え方を持つておつて果してこの重大な
ところの石炭、しかも日本の化学工業
という石炭工業と関連のある化学問題
の解決がつかぬとお考えになりますか。
現在ドイツなどにおいては最新の相当
進んだ技術をもつてこの石炭の液化も
実行されておるといふことも聞いてお
る。だから石炭局長くらしいをドイツへ
やつて、調査でもやらしたらどうなの
か、一つ意見を聞きたいのであります。

○石橋國務大臣 きのもも申し上げま
したように、その問題についてはな
一つ石炭産業全体のサーヴェイを十分
にやりました、外国の技術者も呼びま
して、そうして相当の金をかけて石炭
の調査をする。これは経理面あるいは
これの消費面また今も申すようないろ
いろな石炭の利用の方法等あらゆる面
にわたつて、日本の技術のみならずア
メリカあるいはドイツ、ことに大陸の
技術者のサーヴェイをしてもらおうと
いうことになっておりますから、そう
いう上で一つできるだけのことはやり
たい。であります、今局長が言いま
したように、液化の問題は現在の日本
で知られておる限りの技術においては

経済的に引き合わぬ。それどころでは
ない、完全ガス化という問題も技術的
に多少の不安がありまして、これに思
い切つて資金をつぎ込んでやるとい
うところまではいつておりませんが、し
かしながら通産省としては、あらゆる
面においてできるだけのことばやつ
て、石炭の新しい需要の分野を開
き、こういう考えでやつておることは
申すまでもございませぬ。決してこれ
を怠つておるわけではございませぬか
ら御了承を願います。

○伊藤(卯)委員 さつきから何つてお
ると、安定安定とおっしゃるが、安定
とは何ぞやといわざるを得ないような
気がする。というのは、さつきから私
お尋ねしたように、需要増について
保障する資金もない、それから運
送する資金もない、何れこれを保
障する資金がない。ただ合理化につ
いての資金が出ていくが、しかしながら貯
炭ができた、あるいは不況になつて
困つておるために、運転資金として合
理化資金を使つては相ならぬという、
それから需要増についての計画は法律
で保障せぬという、一体それらをやら
ないで、安定という道がまだほかにあ
りますか。安定的な道があつたら一つこ
こで教えて下さい。それ以外に何か安
定といふことがありますか。どこの國
にあるのか、それを一つ聞かして下さ
い。

○石橋國務大臣 外国のことは存じま
せんが、ともかくこの法律によつて、
このねらう通りに合理的に原価が下つ
ていく。そして需給の——なるほど需
給の方には未確定の分子はあります。
しかしながら大体において今までの日
本の石炭界のように無方針に生産がふ

やされるということがない、また需要
との関係もある程度調整が行われる。
これが安定の根本だと思ふ。この根本
が立てば、あとの需給の関係について
はそれほど心配をする必要がない、か
ように考えます。

○伊藤(卯)委員 やはり需要増が増大
して、たくさん掘らして出すところに
高効率、低コストということが言える
ことは、これは石橋通産大臣も経済、
財政学者だからおわかりでしょう。こ
れは申し上げるまでもない。やっぱり
品物をたくさん作らざるに、い
ゆる高効率、その結果が低コストとい
ふことにもなります。そういう点から
二十九年度の四千九百万トン、これだけ需要
をふやしていくから、たくさん掘らす
からコストが安くなるのだ、こういう
計算だらうと私は思ふ。これでなけれ
ばならぬと思ふ。そうすればその需要
の計画をやはり保障していく。必ずそ
れだけは政府が責任を持つて掘らすと
同時に、お前らの売る先も保障してや
る、さつきの言葉を繰り返すようだけ
れども、天災地変があつた場合に政
府が責任を持つてやる、これを法律で
保障するといふところに一つの安定が
あると思ふ。さらにそれ以外に、資金
面においてやはり貯炭ができた、運
送したい、困るだらう、天災地変や経済
界の変動で、計画通りいかぬで貯炭が
できた、その場合には運転の面にお
いての資金というものについてどうい
うにこれを保障してやる、この二つ
が私は安定化であるだらうと思ふ。そ
れをやはり何らかの形で、法律で保障
するか、行政措置においてそういう場
合にはこうしてやるのかということ

を明らかにする以外には、私は安定保障と
いうことは言えないと思ふが、そ
れ以外に何かありますか。私はそれ以
外にはないと思ふが、それならば、そ
ういふことをすべきであるといふこと
をおつしやるのが正直であると思ふ。
この点どうですか。

○石橋國務大臣 私は、先ほど申しま
したように、この法律によつて生産計
画が立ち、原価も下つていけば、お話
のような非常な需給のアンバランスを
起して、今日の石炭界がこうむつてい
るような難局に立つことはないと信じ
ておる。しかしそれでも、時に何かの
事情によつて一時的なアンバランスが
起るといふようなときには、むしろこ
の行政的な措置を——現在でもいたし
ておるのであります、これはこの法
律ができて、これだけの基礎ができま
すれば、その場合の需給調整は非常に
容易になると思ふ。ですから、お
ざわざ法律に書かぬでも、そんなこと
は当りまえのことだ……。

○伊藤(卯)委員 今までの行政措置
では、半年たつたつてでできない
じゃありませんか」と呼ぶ
○石橋國務大臣 それは基礎がなく
て……。

○伊藤(卯)委員 基礎がないと言
つたつて、できておきかせぬじゃな
いか、審議会はできておらない
じゃありませんか」と呼ぶ
○山手委員 不規則発言を禁
じます。

○石橋國務大臣 産業界が野放しに
なつておる場合にはなかなかむずかし
いのであります、これだけの基礎が
できれば、これは十分にできる、かよ
うに考えております。

○中崎委員 次にコストの問題。現在
石炭は、御承知の通り全体として一ト
ン当り五百円程度の赤字で売られてお
るということでありませぬ。コストが悪
い。それで中小炭鉱の場合において
も、はなはだしいのは一トン当り千五
百円程度の赤字で投げ売りをしておる
という事実があるようでありませぬ。そ
こでこの法律が実施されて、そして政
府の目標によれば、最終的には二割程
度の値下げになるといふが、当面ここ
一年、二年の間においては、まず五百
円程度の出血コスト、採算割れとい
うものは、当然ほとんど大部分——多
少他の面でカバーできたとしても、
大部分が値上げの要素になるのじゃな
いか。そうしてまた中小炭鉱につ
いては、千五百円も赤字で出血してお
るのだが、それを依然そのまゝに放
置しておくような考え方を持つてい
るのかどうか。言いかえますと、政府は
石炭のコスト二割を下げるといふのだ
けれども、ここ一年、二年の当面にお
いては少くとも相当の値上げになるの
じゃないか、それはすなわちカルテル
とか、あるいは標準炭価等の形にお
いて、現実さらに値上げになるのじゃ
ないかといふことを聞きたいのであり
ませぬ。

○齋藤(正)政府委員 今お話がござ
いませぬ、千五百円も下値のコスト割れ
のものがあるといふことでもございま
す、こういうふうなものでは通常統計面
等には載つて参りませぬので、正確に
はわれわれも申し上げられませぬが、
しかしそういうものは非常に数量がわ
ずかでございまして、中小炭鉱がもし
千五百円もコスト割れで相当の部分の
石炭を売らなければならぬといしま

すれば、とても現在のような状態で推移することは不可能でございます。ただ全体として、今御指摘になりました、五百円程度コスト割れじゃないかという点でございますが、これは石炭協会等もそう申しております。それを現実にとのくらしい見ると、これはなかなかむずかしいところでございますが、三百円ないし五百円くらいは赤字のところもあるかと思ひます。しかしこれは全部が、現在の何と申しますか一般の大勢を支配しておる炭価からきた赤字ではございませんので、今お話が出ました、千五百円かどうか知りませんが、非常に極端な出血が出ているものも若干ある、その部分もそれに含まれる、こういうふうなものは、当然ほかの事業との関係においても是正されることは必要でございますが、反面この整理が進み、あるいは需要が伸びますれば、石炭鉱業のように固定費が全体の七割ないし八割というふうな価格構成になっておられます場合には、コストとしては七割ないし八割程度はすぐ下がるわけでありませう。従つてこれは非効率炭鉱の整理と需要の増大等に從つて、その面で吸収されるものも相当あると思ひますので、今お話し、五百円すぐ上るといふようなことはないものとわれわれは考へております。

○中崎委員 どうもこの問題については納得いきません。この法律が通つてカルテルができたなら、政府の方も一緒にしり押しするかどうか知らぬが、必ずやそこまでの値上げは少くともされるだらうということをお私たちが心配しておるのです。これはどつちがしつかりするか、そのときになつたら大よ

そわかると思ひますが、そういうような方向にあるということだけは言うておきます。

さて今度は縦坑に関する問題であります。政府は縦坑によつて合理化をはかる、そして炭価を引き下げるといふことを大きなねらいとされておる。ところがこの場合においては、電力の場合でも同じなんだけれども、初めは何か豊富低廉な電力を供給するというので、どんどん莫大なる国家資金を投じて、電力の開発をしたのだけれども、結局においては、最終的には現在よりも二割程度の値上げになるのが必至であるということが言われておる。言いかえますと、近代設備等もあるでしょうが、だんだんと投資の金額がよけいになると、これが償却、金利等に高い圧力を加えることによつて、コストが上つて、これから二割も上る。ちよつとこの石炭の場合においても、二割下げじゃない、逆にだんだん縦坑だなんだというところによつて、大きな国家資金が犠牲を払われ、結局においては石炭代金の値上げになるのは必至であるというように考へるわけなんだが、ほんとうにこれについてはどういふ見通しを持っておられるのか。電力の二の舞をまた演ずるのでないか、そうしてはおかふりするんじゃないかということを私たちは心配しておるのだが、その点を一つ聞きたいのです。

○齋藤(正)政府委員 電力の場合には、御存じのように固定資産の償却及び金利というものが、コストの上で非常に大きなウェートを占めております。常に大きなウェートに占めておられますが、石炭の場合にはそうではございませんで、これは各委員からお話がありましたように、四千円見当のコストといたしますれば、まず半分以上は労務費、あとの半分は資材費、金利その他全部をひくくためて出るわけでありませう。償却といたしましては、相当投資いたしましたところでも、大体トーン当り三百円程度のものでございませう。従つて相当縦坑その他の合理化構造をやりましても、それによる全体の能率の向上、それから操業度の向上、引き下げの効果が、償却ないし金利の増大というふうなものよりもはるかに大きなウェートを占めるものとわれわれは考へております。

○中崎委員 操業度の拡大と言われますが、あるものを犠牲にしてしまつて、その犠牲の上に立ったところの操業度の向上であるならば、これは現実と比較してどつちがどうとも言えぬと思ふ。片方を犠牲にして、知らぬ顔をして口をぬぐつておつて、そうしてこちらだけプラスになつたという計算は間違ひじゃないか。そこでまず金利の面についても、たとへば今まで一割なり九分程度で貸しておる場合に、これを五分五厘なり六分なりで融通した場合は、この金利の幅というものは、この金を貸したことによつて売値が下つても、何らこれはほんとうのコストの引き下げじゃない。言いかえれば、それだけの金を国家がたたくてやつて値下げをしておるにすぎないのだから、そういうものを除いて、ほんとうにコストを下げようとする場合に、縦坑の開発がやられるか、あるいは中小炭鉱の場合においても、現在ある程度の金をつぎ込んでやれば、相当に設備も近代化されるし、経営も合理

化されて、そうしてさらに増産の上役に立つという面もたくさんあるんじゃないかと思ふのですが、そういう点を比較勘案して、縦坑の優劣といふものは一体どういふものか、それを聞いてみたい。

○齋藤(正)政府委員 再三御説明いたしておりましたように、縦坑一本掘るだけで非常にコストが下るといふものではないと思ひませんが、縦坑工事と申しますのは、縦坑を掘ることによりまして坑内構造をすつかり変え、新しい生産方式に見合うような合理化された坑内構造に変えるということでございますが、それによりまして全体的なコストの引き下げがこのくらいになるといふことは資料でお出ししてあつたと思ひます。

○中崎委員 いろいろ問題がございませうが、一応次に進みます。

次に失業に関する問題であります。この炭鉱が行き詰まつて人身売買までやられておるといふことは、新聞などでも、また現実のなまの事実としてわれわれはこの目で見ておるわけでありませう。現在においてもそうなのでありませう。さらにこの整理が強化されることによつて、相当大きな社会問題と同時に経済問題が惹起されることは明らかである。これに対して本年度は、政府のお金によつてこの対策として四千八程度の失業対策を予定して、それを今後実情に即して実施していくというふうな方針のようでありませう。さてこの四千八程度で一体十分であると思ふのかどうか。現在こういうふうな法律を作つて、そうして整理を強行しないで、その場合においては、つづ

れるものはつづれるというふうな考え方でなしに、大体現状でいけるような態勢に政府は一応他の面においていろいろの施策をやる、たとえば融資をやるとか、あるいは販売機構について一応政府の打つべき手を打つて、どうやら漸次安定の方向に業界を向けた、この法律によらないで他の手を打つて現状よりも悪化しない方向に行くとすれば、一体どういふことになるのか、そのところをお聞きしたいのであります。

○江下政府委員 先ほども申し上げました四千人をちよつと上回ると申し上げましたのは、この法案が通りまして、事業団が買い上げます対象の事業場に働いておるものについての話でございます。もちろんそのほかに合理化全般によりまして相当数の失業者が石炭方面から本年度出るとは私も承知しております。そこで実はこれは数字を申し上げたいと思ひますが、ことしの六月に大体炭鉱地帯だけで失業対策的に運用しておる事業でどれだけ失業者を吸収しておるかというところ、四万七千程度でございます。もちろんこのほかに今後合理化措置によりまして相当失業者が出るという予定のものも、今建設省と特別の失業対策事業あるいは公共事業というものについて話し合ひを進めておられます。四千人といふのは、ことしの四半期に出ます、つまり買い上げによるものについては特別にきつちりした計画を立てていく、こういうふうな方針に申上げたつもりでございます。決して今起つておる失業者に対してはおおざりにしておるといふことではなかつたのでございませう。

○中崎委員 政府の五カ年計画による

と、約五万七千の直接の炭鉱に従事しておる者が失業になるというのであります。そうしてその家族の中で現に働かなければならぬ者も相当の言いかえるとこの炭鉱地帯においてはほとんど他の産業がないので、別に就職しようと思つてもなかなか口がない。それに関連産業はほとんどみないかれてしまふのだから、そうしたものが一体どういふふうな数になるのか。私たちがまだ残念ながらこの資料を持ちませんが、いずれにしても相当の数になると思つておられます。そこで五万七千と五万七千というところ、一カ年間に一万二、三千見当になるのであります。そのほか家族とかあるいは関連産業一切を入れたときに、相当に大きな失業対策の人的な人数割の予算が持たれないと、なかなか解決しないと思つておられます。他へ流れていこうと思つても、住宅の關係もあり、なかなかこうした専門的な立場の人は簡単に転業できないし、なかなか就職難です。今度の問題はますます深刻だと思つておられます。そういういろいろな角度から、こゝに四千人という失業者の対策について一体何カ月と見ておられるか知りませんが、それにしてはなお足らないと思つておられます。そのほか今度は現に行き詰まって依然として人身売買が行われておるといふのが、そういうものを一体依然としてほつておいていいのかどうかという問題です。これを十分に間に合わせるためにはどのくらい予算がさらに必要なのか。さらに他の失業対策として組まれておるものを、これが重点だといつてこつちと同じことをやったのでは、人身売買というものはやはり同じように行わ

れているのだから、一時的に弥縫的にそういうことをやるよりも、ほんとうに救うために新しい対策として十分やるためには一体どのくらい必要なのか、その点を一つお聞きしておきたい。

○江下政府委員 本年度の予算でございまして、実は先ほどお答え申し上げましたように、失業対策事業の關係で五万人の増加、そのほか公共事業への就労促進ということをして強力に実施するということと腹を固めておりました。これによりましてさらに四万人程度の増加を見込んでおられます。そのほか炭復旧事業が若干昨年度より予算が増加いたしました。この分によりまして約小一万、下水關係の工事等におきましてもやはり五千人程度の増加を見込んでおられます。それらのものを合せまして、これは大臣が予算委員会等で説明いたしましたのであります。大体本年度におきまして建設的な事業によつて昨年度より十四万人の就労増加というものを予算的には計画しておるわけでありまして、そこでこれらの予算が実は今まで暫定予算でございまして、若干予算の令滞等おくれましたために、多少炭鉱地方等ではまだ情勢が悪化しておるといふことは、これは率直に認めなければならぬと思つておられます。しかしながら今建設省とも話し合ひを進めておりますが、特別失対事業、公共事業というものが全面的に今申し上げましたような予算で実施になりますと、今のようないつぱりだんだん炭鉱から消えてなくなるというふうに予想いたしましたしております。いろいろ数字につきましては御質問がございまして、これはなかなか的確にどのく

らいては失業者が出るかと言われましても把握することは非常に困難であります。一応労働者については先ほど申し上げましたような見当で把握しておるわけでありまして、

○中崎委員 専門家でもち屋のことであります。もち屋はもち屋でもう少し見通しのつくようなお考えをお持ちかと思つておりましたが、必ずしもそうでないので、いささか失望したわけでありまして、それはそれとして、実際にいふことは、失業者の状態というものはほんとうに深刻なのであります。ほんとに都会に限らず、全国到るところ、農村に至るまで、潜在失業者はもろもろ、購買力の減退、ことに農村における昨年の秋口からの収縮を通じて、相当深刻なことは御承知の通りであります。これに對して公共事業を含めて十万人程度では実際に焼けるに水だと思つておられます。しかもこれは事業団そのもの実行による失業対策事業を四千人くらいと見ておられるというのであります。これではもちろぬ九牛の一毛で、焼け石に水だと思つておられます。相当の出費を重ねて、相当長期にわたるものと思つておられます。そういう方向に多端にわたる出費がある、そういうふうな大きな犠牲を払つて、まだなおかつ通産大臣はこの法案を強行して犠牲を出さなければならぬのかどうか。言いかえればただ炭炭合理化に基く直接の費用だけ、政府の負担だけで済むというのでなしに、広範な範囲に及びて社会不安と生活苦、と同時に國の経費出費を伴うのであるが、それでもなお

かつこれを強行しなければならぬのかどうかを伺つておきます。

○石橋國務大臣 現在石炭炭業界の状況を見まして、また将来の日本の産業に低廉なるエネルギーを供給するという上から見ましても、この法案はどうかしても実行をする必要がある、かように信じておるわけでございます。

○中崎委員 先般北海道に行きましたときに、ある市長からの陳述を聞いたわけでありまして、この町はほとんど炭鉱中心の町で、人口は約十一万ばかりある。ところが今度の整備で――今日までも失業などで市の財政はめちゃめちゃだ、それで今後においてもこの突進によるのは相当の脅威と不安を感じておるのだ、その裏づけとなるところの市の収入については、政府の方において十分の考慮が払われぬ、また今後どういふふうな負担がかかるかということに大きな不安と疑問を持つておるのだ、いわんや失業対策の問題については非常に困るのだ、たとえは生活保護が目に見えるほどどんどんふえていく、生活保護の二割はやはり市の財政において負担しなければならぬ、そういう失業者がどんどん出てくるから市の収入というものは減ってくる、事業に對する固定資産税もなかなか取り立てることができない、個人の財産についてもそういうふうなことです。まるきりについてもさつちもいかにいうな市の破綻を来たしておるのだ、一体政府はこれらの点についてどういふ配慮を払われているのかというふうなことを聞かれた、ただこの法案この法案というふうな考えで無責任に過すことはできない、そこで一体通産大臣はそういうた市町村財政の面においていかなる努

力を払い、いかなる見通しを持つておるか、それをお聞きしたいのであります。

○石橋國務大臣 先ほど申し上げたように現状のまま置いたら非常なことになる、そこでこの法案によつて、一面において石炭炭業界の立て直しをはかると同時に、今の市町村の非常な混乱というところは、さらにそれぞれの方々の話し合いによつて必要な措置はとらなければならぬと思つておられます。これは何も所管を云々するものではありません、ほんとうに市町村で立ち行かないものがあるならば、何とか、立ち行くようにめんどうを見ることは言つてもいい、しなければならぬことだと思つておられます。石炭炭合理化法案をやらないと思つておられます。石炭炭合理化法案をやらなければ市町村は助かるかといふことは、実はそうではないと思つておられます。

○中崎委員 この法案は政府提案の法案であります。従つて閣議にかからず、各關係省間の調整が十分にされ、検討がされて、そうした後において國會に提出されたものと思つておられます。それでなければ無責任なものである、そこでこう行かざる限り、どうにもやり切れぬ政が行き詰まり、目の前にぶら下がつておる場合、もしあればなんというふうな、そういう安易な考え方を持つてこの法案を出されるから、実行についても各省間の連絡が十分にとられないで、つぎはぎになつて法案だけが一方的に独走していつてしまふ、だからまずその前において、その結果等を十

分に考えられ、こういうふうな問題は
どうするかというふうな話し合いを十
分につけて、しかる後にこの法案
が出されてこそ初めて責任のある行
方だと考える。それからあなたが今言
われたようなことは、海のものとも山
のものともわからぬというふうな状態
において、この法案が一方的に進めら
れておるといふことは無責任な行
みである。私は考えるのであります
が、これに対して通産大臣は一体どう
いう処置を講ぜられようとするのか、
そこをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 私がお聞きするの
は、この法案によってさように市町村
に打撃を与えるとは信じておりませ
ん。しかしながら現在地方財政とい
うものは、この法案の施行されるさ
いにかかわらず、非常な窮状に陥つ
ている部分が多いのでありますから、こ
れはその問題として、別途に取り扱
なければならぬこととして、今研究を
しておるのでございます。

○中崎委員 それではお聞きしてお
きますが、もしこの法案の施行によつて現
実に大きな影響を受けたというふうな
場合には、いかなる責任を持ちます
か。あなたの方ではこれには全然影響
がないといふことを言われるが、現実
にこういう事態においてこういう影響
を受けたということが出てくれば、あ
なたはこういう責任を持ちますか、お
聞きしたい。

○石橋國務大臣 どういう責任を負う
かと言われても困ります。それはその
ときに考えなければなりません。一
体どういふわけがこの法案が地方にそ
ういふような打撃を与えるかというこ
とを考えてみますと、特にそういう点

を取り上げて、この法案として考究し
なければならぬというほどの点を認め
ておらないのであります。

○中崎委員 これは一つの大きな根本
の考え方の上に立つた問題でありま
すから、ただ意見の相違点とか、こ
ういふような国民の生活に重大なる関係
のある問題を、ああさうですかとい
つお聞きしておきたいのであります
が、現実には三百万トン生産してお
るの炭鉱を買い上げるといふ。それ
を政府は一方的に一つの買上価格をき
めて——これが適正な価格でも何
でもない一方的にきめて買い上げる。そ
うしてその反面においていやがもう
売らざるを得ないような状態に持
つかれてしまふ。そこに問題がある
持つかれていられるといふことは、あ
なたは政府の政治責任があるといふ
先ほど言っておられた。こういう
に石炭業界が混乱して、たぐさんの中
小炭鉱が参り、人身売買までや
業者が出てきて、人身売買までやら
なければならぬという状態にまで追
んだといふことは、政府の責任もあ
るといふことを言っておられる。そ
うした責任の上に立つて現在の事態
がおられる。だからそこでこの法律
を強行されるという、スズメの涙ほ
ど炭鉱を取り上げられてしまふ。ほ
うっておけば今度は炭鉱がつぶれる
うのであるけれども、そういうふう
な手放しの自由放任主義のもとに
内閣ができていない。計画経済を
のだけ取り上げて、そうして基幹産
業を中心に、中小企業者を守つて、
多数の失業者なり生活困窮者が出
ないよう、そういう政治をやつてい

ておる。ところがわずかばかりの、ス
ズメの涙ほどの対策費をもってこの問
題が解決すると思つておられるなら
ば、それは大きな間違いだ。そこを私
は言うのであります。スズメの涙ほ
どこの問題が今度解決するなとい
なまやさしい考え方を持っておるから
こういふ大きな資本擁護の法案が簡
単に出されてしまふ。ほんとうに苦
んでおるところの大衆の身の上に立
つて、何とかおれたちはそういう悪い政
治でないような方向にも少し考え直
すべきじゃないか。そうすれば現在行
き詰まっておるところの中小企業者
は一体どうするか、全体の石炭業界は
どうするかといふことが先に反省さ
れて考えらるべきだと思ふ。それを前
提としていらないところに、木来一方
なそういう弱い者いじめの法案に對し
ては、われわれは賛成できないのだ。
従つてその影響というものははかり
づからざるものがあります。何ら影
響がないといふそんな甘いことをあ
なたは考へているから、ここに大きな
社会問題が起る、政府を恨む、あなた
はなかなか選挙は上手だから、当選は
してくるかもしれないけれども、大衆
はなかなか救われぬ。そこらのこと
をよくお考へになつて、ほんとうに
いふふうな影響について、おれたち
も少し真剣に、そのような問題は
討つてみようじゃないかといふよう
な腹がまがなければ、この法案には賛
成できないといふことを申し上げたい。

○石橋國務大臣 お尋ねの点について
は十分考へております。それからこれ
は同じことを繰り返すのでありま
すが、無理に三百万トン取り上げよう

というのじゃありません。これは政府で
計算しておるうちに、もし買い上げ炭
鉱があるとすれば、もうすでにそれは
非常な窮境に立つておるわけであり
ます。むしろそこまで窮境に陥る
まで来たといふことは、広い意味にお
いては政府の責任もあることは先ほど
申し上げた通りでありますから、それ
ゆゑに、この罪滅しにこの法案をや
つて、炭鉱事業の整理をし、そうして
ういふ窮境にあるものを救おう、も
しこれをやらなければならぬ。それ
は無責任になりませんから、われわれ
の責任を果すためにこの法案の御審
議を願つておるのであります。

○中崎委員 無理にやろうとしない
と言われますけれども、それでは無理に
やろうとしない、四千九百万トンの
出炭目標が、あるいは六千万トンにも
五千二百万トンにもなるということな
らつたさぬでいける。さうでし
るところがあなたの合理化計画とい
うのは四千九百万トンといふことで三
百万トンの整理をやつて、さうして
法案というものはようやく需給のペ
ランスに立っているのです。もしつ
ぶさないで、かりに三百万トンの
万トン減つて、どうしてあとの二
百万トンの処理をします。

○石橋國務大臣 いや、これは原価の
問題で国内的にも國際的にも競争能
力のある石炭でなければ困るので
すから、競争能力のある石炭を今後五
千万トンまで出そう、不幸にしてその
競争能力が物理的にない認められる
ものは、これはほうっておけばや
りいけなくなるのでありますから、
そこでこの法案によりまして、さ
ういふ炭鉱に對してはできるだけの救済をする意味

で買い上げをしよう、かようなわけ
であります。私は無理に買い上げる
じゃなくて、これはどつちにしても、
もしさういふ炭鉱が幸いに競争能
力がある炭鉱に全部が買ひ上げら
れる必要もないわけですからそれ
は必要ありませんが、お尋ねの
うといふことをわれわれは心配して
、そこでわざわざこういふ事業
を作つて、大体三百万トンぐら
いは三年間に買い上げなければならぬ
だらう、これは泣く泣くさういふ法案を作
つたのであります。決して無理に
これをやろうといふわけじゃ
ないのであります。

○中崎委員 どうも大臣は觀念を混同
していらつしやるのじゃないかと思
います。それはもう少し考え直さ
なければならぬ。結局において無
理にする、せぬにかかわらず、こ
う三年間の中において三百万
トンの炭鉱を一応買ひつづ
きなければこの計画は成り立た
ぬといふことだけは——結果
において三百万トンの炭鉱が、
いふのかそれは知りませんが、
いふのか三百万トンの炭鉱とい
うものは買ひつづされてなくな
っていくことだけは認められな
らぬのであります。その点は
どうでしようか。

おそらく先ほどからお話がありましたように、競争力をどうしても保ち得ない炭鉱が相当にあるだろう、こう思うから買い上げる。問題はそこにある。そのコストが、どれほどのコストで今後生産ができるかということで、数量だけの問題ではない。

○中崎委員 どうもおかしいですが、四十九万トン目標計画を立てながら、競争力がふえればというが、六千九百トンまで売れるのだというふうな前提があればいいけれども、ちゃんと四十九万トンという目標をきめておいて、この線で安定するといいながら、あとつづす方、生産の方はどうでもいいのだということでは計画は立ちません。計画の根本的な考え方を改めていかなければ私は理論的には成り立たぬと思いますが、それはそれでいいです。

次に、この法案が法律になって実行する際においては、これとやらはらの関係にあるところの重油の規制というものが当然に問題になるのであります。ところが、この重油の規制について今この法案を出されてありますけれども、この法案があるいはそのまま通過するのか、さらには通過しないのか、あるいはまた大きな修正を見るのか、はつきりしないのであります。重油については、先般もワケ外に五十万トンの割当がされる方向に進んでおるうちに聞いておるのであります。そうすると、こうしていろいろ計画はあるけれども、そのときの情勢に従って漸次変更もあり得る、そうしたような問題について通産大臣は、この石炭合理化の実行の裏づけとしての重油の関係については一体どういうふうにお考え

になっておるか。

○石橋國務大臣 これは先ほど申し上げましたように、重油の規制を強力にやってくれというものは、石炭から見ればそれは確かにその通りであります。これはまた全体の産業のこともわれわれは考えなければなりません。重油の規制はいたしたいと思いがすが、これも徐々にいたしたいと思いがすが、急激な規制をいたしますとほかの産業に非常に大きな影響を及ぼして、石炭には都合がいいかもしれませんが、全体の産業面にはよくありません。そこで、規制はいたしますが徐々にいたします、かように考えております。

○中崎委員 こうした重油なりあるいは石炭の計画なりという問題は数字の問題であります。ただ抽象的に、観念的に私たちがそう言われて、ああそうですかと引き下ろすわけには、今後五カ年計画の中にどういうふうな考え方をもちてこれを規制されようとするのか、お聞きしたいのであります。

○齋藤(正)政府委員 重油の消費の見通しにつきましては資料としてお配りしてござりますが、昭和二十九年年度におきまして鉱工業用の用途に向けられ、また重油の数量は三百七十万キロ、それを昭和三十四年度におきましては二百九十五万キロまで圧縮する、こういうことになっております。

○中崎委員 これはその一つの計画でありまして、一つの参考にはなると思っておりますが、現にこれについては、先般の漁業への割当等がどういうふうに行われておるか、その前

後における数字の上において変化はないか。私たちの考え方からいうと当然漁業については前の実績もあるし、そうしてまた漸次業界におけるところの受け入れ態勢は確立されておるのだし、水産業というものは日本におけるところの一つの基礎産業として大きな産業部門を占めておる。そういうふうなものも現在非常に苦境に追い込まれておる。漸次大きな資本産業のために漁業というものが非常に追い詰められ、ことに沿岸漁民の状況というものに実には惨憺たるものがある。それが漁村における漁業協同組合を中心として運営されておる。そういうようなものに対して当然できるだけ安い原価によって提供することによって、こうした行き詰まったところの漁民の生活を確保し、あわせて漁村の民主化をはかっていきたいというのが私たちの主張であるのであります。そういうふうな考え方になると、今後においてもやはりこれらの人たちの利益もひとしく守り、いたずらに外国の石油資本のみの利益をはかるといふことが能くはないので、こうしたことは今石橋さんが言われるように石炭と石油というものがやはり同じようなウェイトの上で立つて、この両面の行政が進んでいくべきものだと思っております。ところが石油の需要増加というものは自然の趨勢なんです。石橋さんが言われるように世界の趨勢にさおさして国際的な基準に立って競争を進めていく、石油資源の原動力についてもこれを認めないわけにはいかない。石油が漸次増加することと世界の趨勢とを、日本もある意味においてそういう方向をさおさしておる。それをことさらに無理に切り詰

めていくというふうな考え方というものが果して調和を得たところの考え方であるのかどうか。石油資本の目に余るところの横暴並びにそうしたところの不当な利益については、他の措置によりましてこれを調整すべきものでありまして私たちが考えておる。ただ石油資本家がもうけておるからというので、今度は国の産業を根本的にくつがえして石油をどどん切っていくという考え方が一体正しいのかどうか、こういう考え方の上立つて、相当大幅に毎年減らしていくというところの政府の考え方というものは、石橋さんが言うところの世界の大勢におくれないうていくのだという考え方を逆行するのではないかと、そこをどうお聞きしたい。

○齋藤(正)政府委員 今、漁業用の重油のお話がありました。私が申し上げましたのは、工鉱業用の重油の消費についての数字を申し上げたのであります。漁業用でありますとか、あるいは民用でありますとか、重油でなければならぬ用途につきましては、当然その需要がふえますれば、それに見合うだけの数量は確保するというのが通産省の政策であります。それから工鉱業用の重油につきましても、これは重油の規制の案で御説明いたしておりますように勧告によりまして逐次設備を転換してもらって、その転換に際して配給量を減らしていく、その見通しが昭和三十四年度において二百九十五万キロになるというように考えておるわけでありまして。

○中崎委員 たとえば石炭の場合においては漸次低品位炭の利用等も含めて、しかも設備の近代化によって漸次

重油を現在よりもよい工鉱業用に使っていくなければならない。そのほかにいっても、これは困る、それは困るというようにほんとうの実情に即したところの要望等があつて、それじゃこれも認めましよう、あれも認めましよう、と、だんだん幅が縮減されておる。ほんとうにもう最低のボーラー用の、今では実際使っておるか使っておらないかわからない程度のものが規制の対象になつておるにすぎない。そういう類のものを計算してみると、現在程度の五百三十七万キロ程度のものはいくのが一ぱい一ぱい、これ以上は圧縮できないというふうな状態になつておるのですが、それ以上あなたが言われるように二百七十万キロまで圧縮していつてみて、漁業用の油には手を触れないで、漁業用の油は必要がふえておる。だんだん遠洋の航海もふえていつておるのですが、工鉱業用の重油をそこまで圧縮して、一体日本の産業はどうなるか、そういうことを十分考えてみた上で、果してあなたの計画が正しいかどうか、ただ単なるマスターベーションなのであります。

○齋藤(正)政府委員 先ほど御説明いたしましたが、私が今申し上げた二百九十五万キロという数字は、船舶用、漁船用の数字を含んでおらない。きわめて具体的に農水産関係の数字の関係を申し上げれば、二十九年度の実績九十五万キロが百二十八万キロまでふえる計算をしておるのであります。また工鉱業用は二百九十五万キロに減らす。工鉱業用の重油につきましても、たとえば鉄鋼の平炉でありますとか、あるいは金属工業の加熱炉であります

とか、ガラス工業の溶解炉でありますとか、そういった重油でなければならぬもの、あるいは重油以外の石炭、ガス等においても十分操業ができるのであるが、しかしコストに非常に大きな影響を及ぼすというふうなものについて、これは生産が伸びるに従って需要がふえるものというように計算しておりまして、具体的に申し上げれば昭和二十九年において百二十八万キロのもの、百六十万キロまでふえるというふうな計画をしております。そういうふうな経済的に、あるいは技術的に、重油でなければならぬもの、あるいは重油から石炭に切りかえますと、コストに非常に大きな影響を及ぼすようなものは除きまして、ポイラー用あるいは暖房用というふうな、経済的にも転換いたしましたも比較的影響の少ないものを逐次転換して参りました。二百九十五万キロまで工業用のものは圧縮したい、こういうことになっておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 齋藤局長に伺います。二十六年に入っていた重油は二百何十キロであったと思いますが、二十六年から漸次ふえて御存じのように三百万キロリッター程度にふえてきておる。その年度別にふえてきておる計數關係、それからそれが石炭との關係において、どのように実際に石炭が重油に切りかえられておるか、それらの点を具体的にお知らせ願いたいと思っております。

○齋藤(正)政府委員 工業用の重油について、これは石炭に關係のある重油であります。昭和二十六年の実績が九十四万九千キロ、二十七年度の実績が百七十七万九千キロ、二十八年度は三百五十三万六千キロ、二十九年度が三百四十五万七千キロ、こういうふうになっております。

○伊藤(卯)委員 それ石炭から重油に切りかえられたわけですが、この二十六年から九年までの間に重油のため切りかえられた石炭のトン数が幾らになつておるかお知らせ願います。

○齋藤(正)政府委員 これは石炭の全体の需要が減りましたらうちで、重油の分がどれだけかということをごにトレースすることはなかなか困難でございますが、重油の使用量がふえるに際しまして、そのふえた量を石炭にある比率で換算することによって影響が考えられるのでございますが、影響比率につきましても別にきまされた意見はございませぬ。ただ石炭業界等では、大体二倍という計算をいたしまして七百万トンくらいということになります。それから一・八倍程度のものでありまして、一・八倍程度のものでありまして、一・八倍程度のものでありまして、一・八倍程度のものであります。

○伊藤(卯)委員 こまかいのは要りませぬ。たとえば火力発電のごときも低品位炭にカローリを高くするためにこれを混焼しておる。あるいは鉄道その他セメントなどもやっております。そのおまなる産業においてどのように石炭から重油に切りかえておるか。その率とそれからどういふおまなる産業において、混焼をどのように扱っておるか、そういう点を示し願いたい。

○齋藤(正)政府委員 電力について申しますと、これは混焼用等に若干使っておりますが、大部分は保安用及びブスター用ということになっております。ただ新しい新鋭設備がふえるにつれて、そういう始動の際に油を使わなければならない、あるいは油の程度ロードが下がった場合に油を使わなければならないという設備がふえて参りますので、そういう關係で油がふえて参る次第であります。電力については申し上げれば、昭和二十六年には十萬キロ程度であったものが、二十九年度では三十三萬キロ程度のものを使つておる次第でございます。この分は二十九年度はまだ若干残つておりますが、しかし電力事業につきましては、電力会社も相当協力いたしまして、今申したような技術的に保安用あるいはブスター用というふうな、油でなければならぬものを以外ではできるだけ使われない。但し異常な過熱で予備設備を動員しなければならぬような場合は、その予備設備に若干油を入れる場合がございまして、あまり使わないという事で、将来も大体三十三萬キロ程度の油でやっていくことになっておる。

○伊藤(卯)委員 二十六年以後政府が石炭から重油に切りかえらされたので奨励をして盛んに切りかえさせたのであるが、それはどの産業とどの産業で、そのために出した奨励資金というか設備切りかえ資金というか、そういうものがどのくらい出たか。それから奨励によって切りかえられたために石炭がどのくらい減つておるか、その辺のことも示し願います。

○齋藤(正)政府委員 これは前に御説明いたしましたように、別に公式に文書を出して奨励したというふうなものではございません。それぞれの場合、あるいはその局の局のそれぞれの場合、あるいはその局の局のそれぞれの場合、あるいはその局の局のそれぞれの場合、奨励したのだというふうなことのデータを換することは不可能だと思つております。

○伊藤(卯)委員 すでにその当時、石炭から重油へ切りかえらさるという盛んにおやりになったことは、内閣はおわかりなつたこと、政府委員の方はおわかりなつたこと、従つて行政序としてはそれはおわかりなつたこと、従つてその当時切りかえらさるというお勧めになったものはちゃんと記録に残つておるはずでございます。従つてその切りかえらしたものがどれだけ石炭を使つておつて、油にどれだけ切りかえて、そのために石炭がどれくらい要らなくなつてきたかということ、は、きわめて明確に記録上残つておるはずでございます。だから奨励をして切りかえらしたものが、それがどれだけか、それからその切りかえたために、どのくらいの石炭が圧迫を受けたか、それらから混焼などお勧めしておりますので、混焼によってどのくらいこの重油がふえて、石炭がそのために要らなくなつておるかというところも、数字上きわめて明確にわかつておるはずでございます。それをお出しを願います。

○齋藤(正)政府委員 今御説明いたしましたように、政府が重油転換について公式に文書をもって勧告したような例は全然ございません。従つて個々の担当者について、業者の方から聞きに来た場合に意見を述べるとか、あるいは石炭のストの当時でございますが、燃料が不足のために困つておるといふような場合に、それでは油に切りかえらいいのじゃないかというふうな、非公式の行政指導と申しますか、やつたものはございまして、そういう形で行われております。記録がございませぬ。従つてその数字を出すことは不可能だと申し上げたわけでありませぬ。

○伊藤(卯)委員 奨励のために切りかえの資金をお出しになっておるから、従つて奨励資金を出してありますから、國家の資金を出して、その記録のないということはないはずでございます。ただ言葉だけの勧めではございませぬ。そういう資金を出して切りかえさしておるのでありますから、従つてどれだけの資金を出して、どのように切りかえたかということ、おのずから当時の行政序として、どういふのに勧めたか、従つてどういふのに資金を出したか、その出したところ並びに金額というものがわかりません。ということはございません。これは会計検査院も当然そういうことをとられておると思つておるから、そのために処置を一つお示しを願います。

○齋藤(正)政府委員 これは鉱山局長の所管でございますので、別に後ほど鉱山局長から必要がございませすれば答弁いたしますが、重油の転換のために政府資金を融通したということはないように聞いております。

より以上追及しようとは思いません。しかし今の話の点から、私は少し意地悪く突っ込んでいけば突っ込むとが十分にできると感ずるけれども、しかしそれでは結局川上局長をとかくえらくとつちめることになるから、私はこれ以上は追及しません。そういう点は非常に重大な問題ですから、特に石炭局長と油の方の川上局長とは一緒になつて、そういうことを十分御相談されなければならぬ。それからこれは特に日本の産業経済に重大な関係を持つものだから、省議としてそういうことをきめられて、そして大臣の一つの方針として扱われる、またそういうことは閣議によつてもきめられるというほどの重大なものである。私はこう思うが、その点どうでしょう。私の今申し上げておるようなことは、当然重大なこととして大臣がやはり方針をきめられなければならぬものだと思えますが、石橋通産大臣、こういう問題について、今後のこともありますから、どのようにすべきものであるか、局長が個人的に石炭は石炭、油は油ということをやめるのはどうかと思うが、大臣はどうお考えですか。

○石橋通産大臣　そういうふう全面的に重油から石炭に転換するとか、石炭から重油に転換するというようなことならば、これはむしろ通商産業省としては大臣の決裁も要しますし、あるいはまた政府の決定を要する。今局長の申しましたのは、たとえば輸出品について燃料が高くて困るといふ苦情があったときに、それでは重油にしたらよからうというふうな一つ一つの産業の指導としてやつたんですから、これは政府の方針として全面的にやつたこ

とではないと私も――私の時代ではありませんからこまかいことは知りませんけれども、私はそういうふう聞いておるわけでありませう。
○山手委員長代理　残余の質疑は次会に行うことといたします。
次回は明二十一日午前十時より会議を開くこととし、本日はこれをもって散会いたします。
午後五時五十四分散会